

# 子供たちを児童虐待から守るために

— 養護教諭のための児童虐待対応マニュアル —



## まえがき

児童虐待の防止については、平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」とする。）が施行され、児童虐待の早期発見・早期対応、国・地方公共団体の責務、児童虐待を受けた子供の保護や支援などについて規定し、施策の充実が図られてきた。

しかし、子供の尊い命が奪われる痛ましい児童虐待事件は後を絶たず、児童相談所への児童虐待相談件数も平成24年度には6万6000件を越えるなど、依然として早急に取り組むべき社会全体の課題となっている。身体的な暴力、あるいはネグレクトと呼ばれる養育放棄による死亡事例に注意が向くことが多いが、生命に関わる状況に至らなくても児童虐待の影響は様々な形で子供の成長に影響を与える。

児童虐待防止法第5条に、「学校、児童福祉施設、病院その他の児童福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」とある。特に養護教諭は、心身の多様な健康問題で保健室を訪れる子供の対応に当たっていることから、身体的な虐待や心理的な虐待等を発見しやすい立場にあり、児童虐待の早期発見・早期対応にその役割が期待されている。また、単に発見しやすい立場にあるだけでなく、学校保健の観点からも児童虐待の対応に一層取り組む必要がある。

本書は、平成19年に文部科学省から発行された「養護教諭のための児童虐待対応の手引」を基に、養護教諭と関わりが深い身体的虐待及び性的虐待の早期発見の視点とその対応等について内容を充実させ、新たに通告後の学校での対応や地域の関係機関との連携の在り方、養護教諭の資質を向上させるための研修内容等を盛り込んだ。

本書が学校において、養護教諭をはじめ学校関係者に広く活用され、児童虐待への対応の充実が図られることを期待している。

平成26年3月

公益財団法人 日本学校保健会  
会長 横倉 義武



# 子供たちを児童虐待から守るために

## － 養護教諭のための児童虐待対応マニュアル －

### 目 次

#### 第 1 章 児童虐待

1 児童虐待の種類	5
2 児童虐待の現状	5
3 学校等の対応と教育委員会等の責務について	8

#### 第 2 章 児童虐待対策の概要と連携

1 児童虐待対応の3つの段階	10
2 通告について	10
3 通告後の児童相談所と市区町村におけるケースの流れ	11
4 要保護児童対策地域協議会	12
5 児童福祉施設や里親等と学校との連携	13

#### 第 3 章 児童虐待の理解

1 児童虐待のリスク要因	14
2 児童虐待の心身への影響	16

#### 第 4 章 学校における虐待の気付きと初期対応

1 虐待に気付く	19
2 確認の仕方	26
3 学校における対応	27
4 学校と教職員の役割	30

#### 第 5 章 性的虐待（性被害）の理解と対応

1 性的虐待（性被害）の定義	33
2 性的虐待（性被害）を受けた児童生徒（男女）の特徴	33
3 学校における性的虐待（性被害）を受けた児童生徒の早期発見の視点	33
4 性的虐待（性被害）が疑われる子供への初期対応	33
5 性的虐待（性被害）を受けた子供の理解と対応	34

## 第6章 虐待を受けた子供と家族への支援

- 1 在宅支援と学校の役割 ..... 35
- 2 社会的養護と学校の役割 ..... 37

## 第7章 学校における虐待の予防と再発防止

- 1 虐待予防のための教育の必要性 ..... 39
- 2 子供たちにつけたい力 ..... 39
- 3 健康相談 ..... 39
- 4 特別活動における保健指導例 ..... 42

## 第8章 児童虐待対応に関する研修

- 1 研修の実施体系 ..... 46
- 2 研修の視点 ..... 46
- 3 研修内容 ..... 47

## 第9章 資料編

- 1 性的虐待に関する解説 ..... 56
- 2 児童虐待防止施策の動向 ..... 62
- 3 児童虐待防止に関する通知 ..... 63
- 4 児童虐待の防止等に関連する法律 ..... 66

## 第1章 児童虐待

### 1 児童虐待の種類

「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。）について行う次に挙げる行為をいう。

#### （1）身体的虐待

子供の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れがある暴行を加えることであり、殴る、蹴る、激しく揺さぶる、熱湯をかける、首を絞める、タバコの火を押しつける、おぼれさせる、冬に戸外に閉め出すなどがある。

#### （2）性的虐待

子供にわいせつな行為をすること又は子供をしてわいせつな行為をさせることであり、子供への性交、性的行為を強制する、性器や性交を見せる、ポルノ写真の被写体に強要する、子供の目の前でポルノビデオを見せるなどである。

#### （3）ネグレクト（養育放棄）

保護者としての監護を著しく怠ることであり、適切な食事を与えない、風呂に入れない、家に閉じこめる（子供が学校に行きたがっているのに行かせない）、重大な病気になっても病院に連れて行かない、同居人による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待を放置するなどがある。

#### （4）心理的虐待

子供に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子供が同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他の子供に著しい心理的外傷を与える言動を行うことであり、言葉で脅す、無視する、心を傷つけることを繰り返し言う、他の兄弟姉妹と激しく差別するなどがある。

### 2 児童虐待の現状

#### （1）児童相談所における児童虐待相談対応件数

全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比較して、平成24年度は5.7倍に増加している。

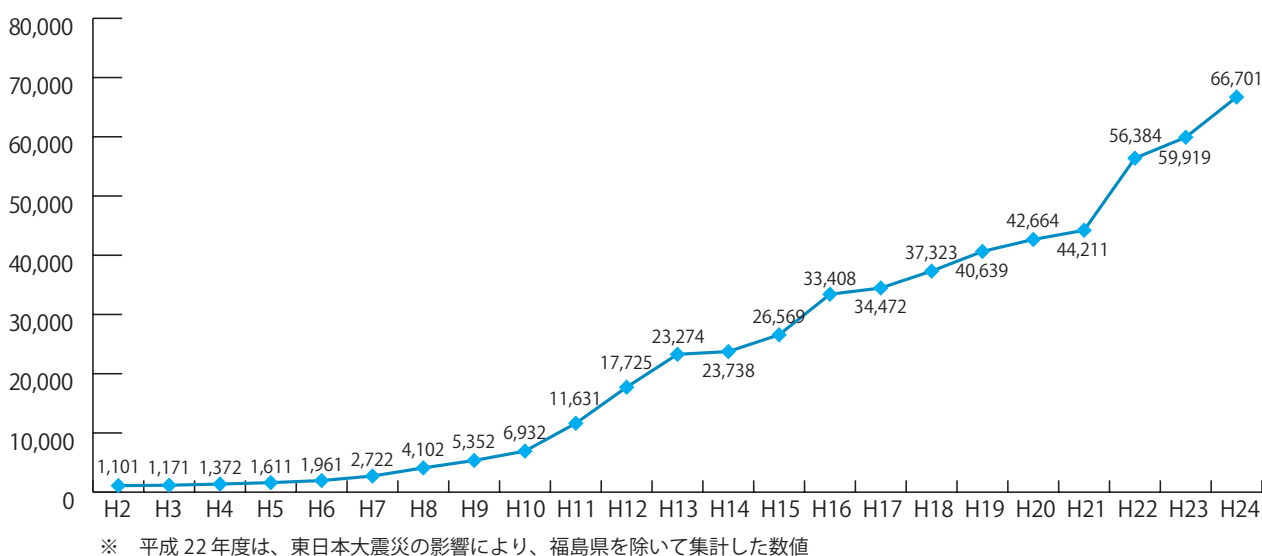


図1 児童相談所での児童虐待相談対応件数（厚生労働省）

## (2) 児童相談所における虐待相談の経路別件数の推移

平成23年度に、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、近隣知人、警察等、家族、福祉事務所からが多くなっている。

表1 児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移（厚生労働省）

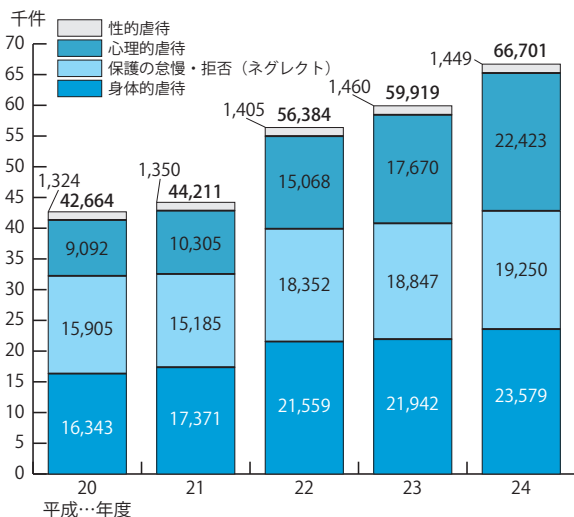
	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
15年度	4,390 (17%)	823 (3%)	3,435 (13%)	351 (1%)	3,725 (14%)	639 (2%)	879 (3%)	1,235 (5%)	1,488 (6%)	1,478 (6%)	3,918 (15%)	4,208 (16%)	26,569 (100%)
16年度	5,306 (16%)	785 (2%)	4,837 (14%)	410 (1%)	4,433 (13%)	639 (2%)	871 (3%)	1,408 (4%)	1,611 (5%)	2,034 (6%)	5,078 (15%)	5,996 (18%)	33,408 (100%)
17年度	5,368 (16%)	958 (3%)	4,807 (14%)	455 (1%)	4,591 (13%)	538 (2%)	530 (2%)	1,428 (4%)	1,521 (4%)	2,250 (7%)	5,073 (15%)	6,953 (20%)	34,472 (100%)
18年度	5,700 (15%)	1,042 (3%)	5,475 (15%)	452 (1%)	5,672 (15%)	472 (1%)	374 (1%)	1,522 (4%)	1,472 (4%)	2,726 (7%)	5,688 (15%)	6,728 (18%)	37,323 (100%)
19年度	5,875 (14%)	1,558 (4%)	5,756 (14%)	501 (1%)	6,311 (16%)	346 (1%)	363 (1%)	1,683 (4%)	1,438 (4%)	4,048 (10%)	5,241 (13%)	7,519 (19%)	40,639 (100%)
20年度	6,134 (14%)	1,147 (3%)	6,132 (14%)	558 (1%)	6,053 (14%)	319 (1%)	282 (1%)	1,772 (4%)	1,552 (4%)	6,133 (14%)	4,886 (11%)	7,696 (18%)	42,664 (100%)
21年度	6,105 (14%)	1,237 (3%)	7,615 (17%)	504 (1%)	5,991 (14%)	317 (1%)	226 (1%)	1,715 (4%)	1,401 (3%)	6,600 (15%)	5,243 (12%)	7,257 (16%)	44,211 (100%)
22年度	7,368 (13%)	1,540 (3%)	12,175 (22%)	696 (1%)	6,859 (12%)	343 (1%)	155 (0%)	2,116 (3%)	1,584 (3%)	9,135 (16%)	5,667 (10%)	8,746 (16%)	56,384 (100%)
23年度	7,471 (12%)	1,478 (2%)	12,813 (21%)	741 (1%)	6,442 (11%)	327 (1%)	202 (0%)	2,310 (4%)	1,516 (3%)	11,142 (19%)	6,062 (10%)	9,415 (16%)	59,919 (100%)

※ 平成23年度の「その他」の主なものは「(他の)児童相談所」が3,621件、「福祉事務所、児童委員以外の市区町村」が2,881件である。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

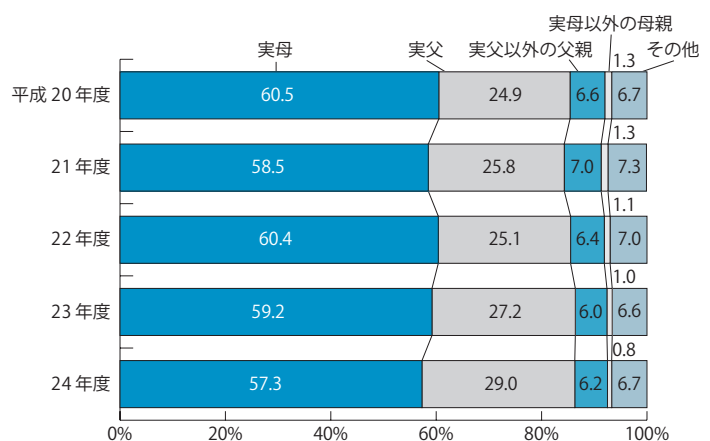
## (3) 児童虐待の相談種別対応件数の推移と児童虐待相談の主な虐待者構成割合

相談の種類別にみると、「身体的虐待」が23,579件と最も多く、次いで「心理的虐待」が22,423件となっている（図2）。また、主な虐待者別に構成割合をみると、「実母」が57.3%と最も多く、次いで「実父」29.0%となっている（図3）。（平成24年度福祉行政報告例の概況（厚生労働省）より）



注 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

図2 児童虐待の相談種別対応件数の年次推移  
（厚生労働省）



注 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

図3 児童虐待相談の主な児童虐待者別構成割合  
（厚生労働省）



## (4) 児童虐待による死亡事例

平成16年度より、厚生労働省社会保障審議会に設置された「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が虐待によって死亡した事例について検証報告を行っている。死亡事例は心中による虐待死と心中以外の理由による虐待死に分かれる。年間約100名(毎週約2名)の子供が虐待により死亡している。

表2 子供の虐待による死亡事例等の検証結果等について(第9次報告)

	第7次報告 (H21.4.1～H22.3.31)			第8次報告 (H22.4.1～H23.3.31)			第9次報告 (H23.4.1～H24.3.31)		
	心中以外による虐待死	心中による虐待死	計	心中以外による虐待死	心中による虐待死	計	心中以外による虐待死	心中による虐待死	計
例数	47	30	77	45	37	82	56	29	85
人数	49	39	88	51	47	98	58	41	99

※検証報告書は厚生労働省ホームページ([http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/index\\_9.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/index_9.html))で閲覧可。

就学年齢の子供では、過去に次のような事例が発生している。

**大阪府岸和田市の事例**

平成15年11月、消防署に119番通報があり、中学3年生の男子(15)が病院に緊急搬送された。男子は衰弱死寸前で発見され、不審に思った救急隊長が警察に通報し、捜査が始まった。翌年1月、実父と継母(内縁)が殺人未遂容疑で逮捕された。男子の命は取り留めたものの、重度の障害が残った。男子は中学2年時から休みがちで、事件数か月前からは学校を長期欠席しており、不登校児童として扱われていたが、虐待によって登校ができない状態だったことが分かった。

**高知県南国市の事例**

平成20年2月、高知県南国市で、小学5年の男子が同居男性に投げつけられるなどして意識を失い、病院に搬送され、翌日死亡した。事件が発生する1年前から、学校も含め関係機関が虐待に気づき、児童相談所等、多くの機関が関わっていたにもかかわらず、死亡に至った事例である。各機関の危機意識や連携が課題として指摘された。

**大阪市西淀川区の事例**

平成21年4月、小学校4年の女子が虐待によって死亡に至り、遺棄したとして母親と同居男性が逮捕された。後の捜査で、長期にわたって暴行や放置などの虐待を加えられたことによって衰弱死に至ったことが分かった。学校は早期の段階で虐待の可能性を認識していたが、転校して間もないこともあり「見守る」方針として、虐待通告がなされなかった。

**東京都江戸川区の事例**

平成22年、東京都江戸川区で、小学校1年の男子が、継父と母親から暴行を受けて意識不明になり、病院に搬送されたが翌日死亡した。両親は傷害罪で逮捕後、傷害致死罪で起訴された。本児の体には古い傷跡が複数あり、長期にわたる虐待を受けていたことが認められた。学校を含む多くの関係機関が虐待を認識し、学校が家庭訪問などを行っていたが、死亡を防ぐことができなかった。学校、区の子ども家庭支援センター及び児童相談所の対応の在り方と各機関間の連携が課題となった。

### 3 学校等の対応と教育委員会等の責務について

#### (1) 学校等における対応について

学校等に求められる制度上の責務は以下のとおりである。

##### ① 児童虐待の早期発見（「児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年 5 月 24 日法律第 82 号）」（以下「児童虐待防止法」とする。）第 5 条）

- ・ 児童生徒等の心身の状況の把握について（学校保健安全法第 9 条）

児童虐待の早期発見の観点から、児童生徒等の心身の健康に関し健康相談を行うとともに、児童生徒等の健康状態の日常的な観察（健康観察）より、その心身の状態を適切に把握すること。

#### 学校保健安全法

第 9 条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとする。

- ・ 健康診断について（学校保健安全法第 11 条・第 13 条）

健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診をはじめとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して身体的虐待及び保護者としての監護を著しく怠ること（ネグレクト）を早期に発見しやすい機会であることに留意すること。

#### 学校保健安全法

第 11 条 市区町村の教育委員会は、学校教育法第 17 条第 1 項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市区町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。

第 13 条 学校においては、毎学年定期的に、児童生徒等の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

##### ② 児童虐待に係る通告（児童虐待防止法第 6 条）

児童虐待に係る通告について、児童虐待を受けたと思われる児童生徒等を発見した場合は、速やかに、これを市区町村、児童相談所等に通告しなければならない。このため、虐待の事実が明らかでなくても、子供の安全・安心が疑われると思われる場合は、早期対応の観点から通告の義務が生じる。

\*刑法（明治 40 年法律第 45 号）の秘密漏示罪の規定は、第 1 項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。（児童虐待防止法第 6 条第 3 項）

\*通告を受けた福祉事務所又は児童相談所の所長等は、通告した者を特定させるものを漏らしてはならない。（児童虐待防止法第 7 条）

##### ③ 通告後の関係機関との連携

- ・ 定期的な情報提供（児童虐待防止法第 13 条の 3）

児童虐待に係る通告を行った児童生徒等について、通告後に市区町村又は児童相談所に対し、定期的な情報提供を行うときは、「学校等から市区町村又は児童相談所への定期的な情報提供につい

て（通知）」（21 文科初第 775 号平成 22 年 3 月 24 日）を踏まえ、適切な運用に努めること。

- ・ 緊急時の対応（児童虐待防止法第 6 条）

上記に係る、定期的な情報提供を行っている場合であっても、学校等において不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市区町村又は児童相談所等に情報提供又は通告をすること。

(2) 教育委員会等の責務について

- ① 関係機関との連携の強化（児童虐待防止法第 4 条）
- ② 教職員に対する研修の充実（児童虐待防止法第 4 条第 2 項、同条第 3 項）
- ③ 児童虐待の防止等のための調査研究及び検証（児童虐待防止法第 4 条第 5 項）

(3) 要保護児童対策地域協議会への積極的参画（要保護児童対策地域協議会については、P12 を参照）

要保護児童対策地域協議会は、平成 16 年の「児童福祉法の一部を改正する法律」により法的位置付け等が定められ、平成 19 年の「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、地方公共団体に対し設置が努力義務として課されるなど、児童虐待の防止等を図る上で重要な役割を担うものとなっている。

## 第2章 児童虐待対策の概要と連携

### 1 児童虐待対応の3つの段階

児童虐待の対応は、図4に示すように、虐待を未然に防ぐための「発生予防」、虐待を早期に発見し、子供の安全確保のための「早期発見と介入」、その後の子供と家族の回復、改善に向けた「介入後の支援」の3つの段階で対応するのが基本となる。いずれの段階でも学校は重要な役割を担っている。

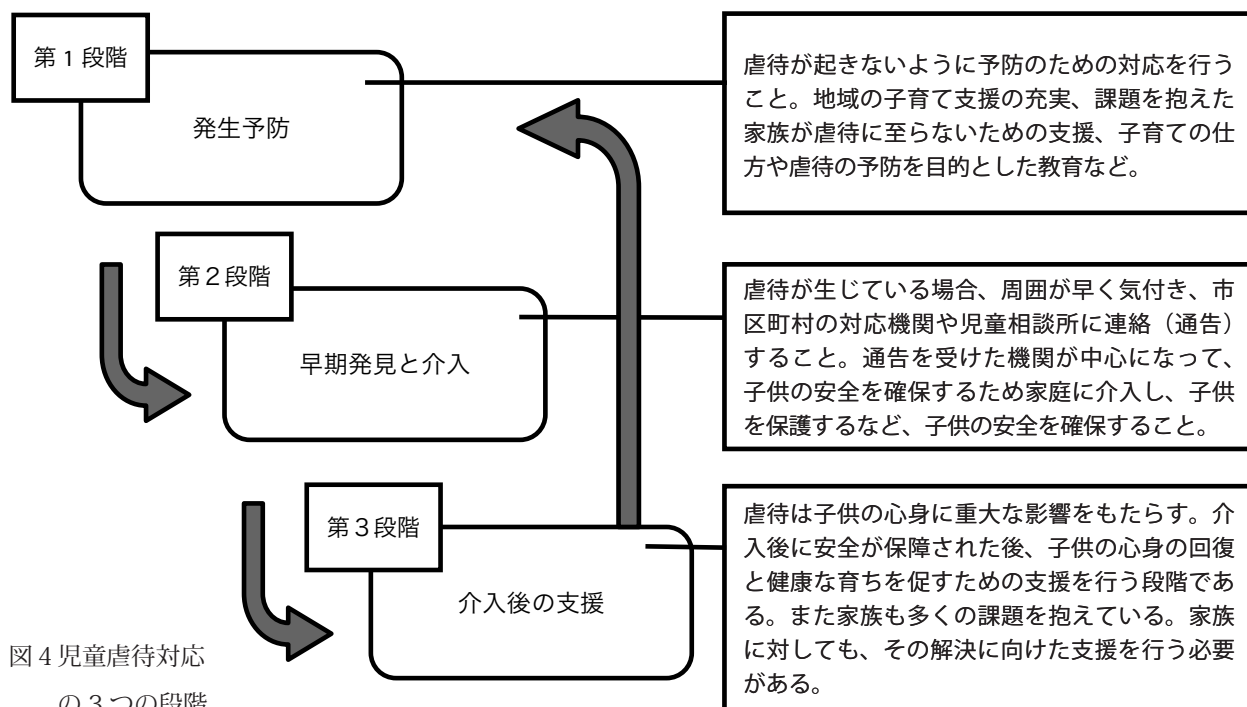


図4 児童虐待対応の3つの段階

#### ☆世代間伝達とは

虐待を受けた子供が親になり、我が子を虐待してしまうことを世代間伝達と呼ぶ。その率は虐待を受けた子供の4割程度といわれている。虐待を行う親になるかならないかは、適切な介入があり、安全が保障された上で、その後信頼できる支援者に会えたか否かが最も重要といわれている。介入後の支援は次世代の発生予防につながり、3つの段階は次世代まで含めた循環関係にあるという認識が必要である。養護教諭や学級担任はそうした信頼できる支援者として重要な候補者であることを自覚する必要がある。

### 2 通告について

児童虐待防止法では、虐待を疑う事例を発見した場合、国民は行政機関に通告する義務があり（第6条）、通告を受理した行政機関は、介入や支援をしなければならないとされている（第7条）。通告は学校等の組織の中で虐待の可能性について協議し、組織として通報する場合と、個人として通報する場合がある。医療・保健・教育・福祉などの各機関では組織として対応すべきとの通知などがあり、「組織通告」が一般的となっている。なお通告者の匿名性は法律によって守られる（第7条）。

通告を受け、調査、介入を行う中心となる機関は児童相談所と市区町村の児童家庭相談担当の所管となる。虐待が明らかになるまで待つのではなく、まずはこれらの機関に相談をしてみるとよい。また、虐待

を疑う根拠となる事実があれば、観察記録などを整理しておくことが望まれる。なお、現に保護者が暴力をふるうなど危険な状態にある場合は、速やかに警察に通告し、子供の安全を確保することが求められる。

### 3 通告後の児童相談所と市区町村におけるケースの流れ

通告から支援までの流れは、①一般住民や関係機関が虐待に気づき（疑い）、児童相談所あるいは市区町村の虐待対応担当部署へ「通告」することから始まり、②児童相談所あるいは市区町村の虐待対応担当部署が中心となつての「情報収集と安全確認」、③必要な場合の児童相談所による「立入り調査や臨検・捜索」、④必要な場合の「子供の一時保護」、⑤「在宅支援」あるいは「施設入所や里親委託」の決定が基本となる。学校はあらゆる段階で協力することが求められる。

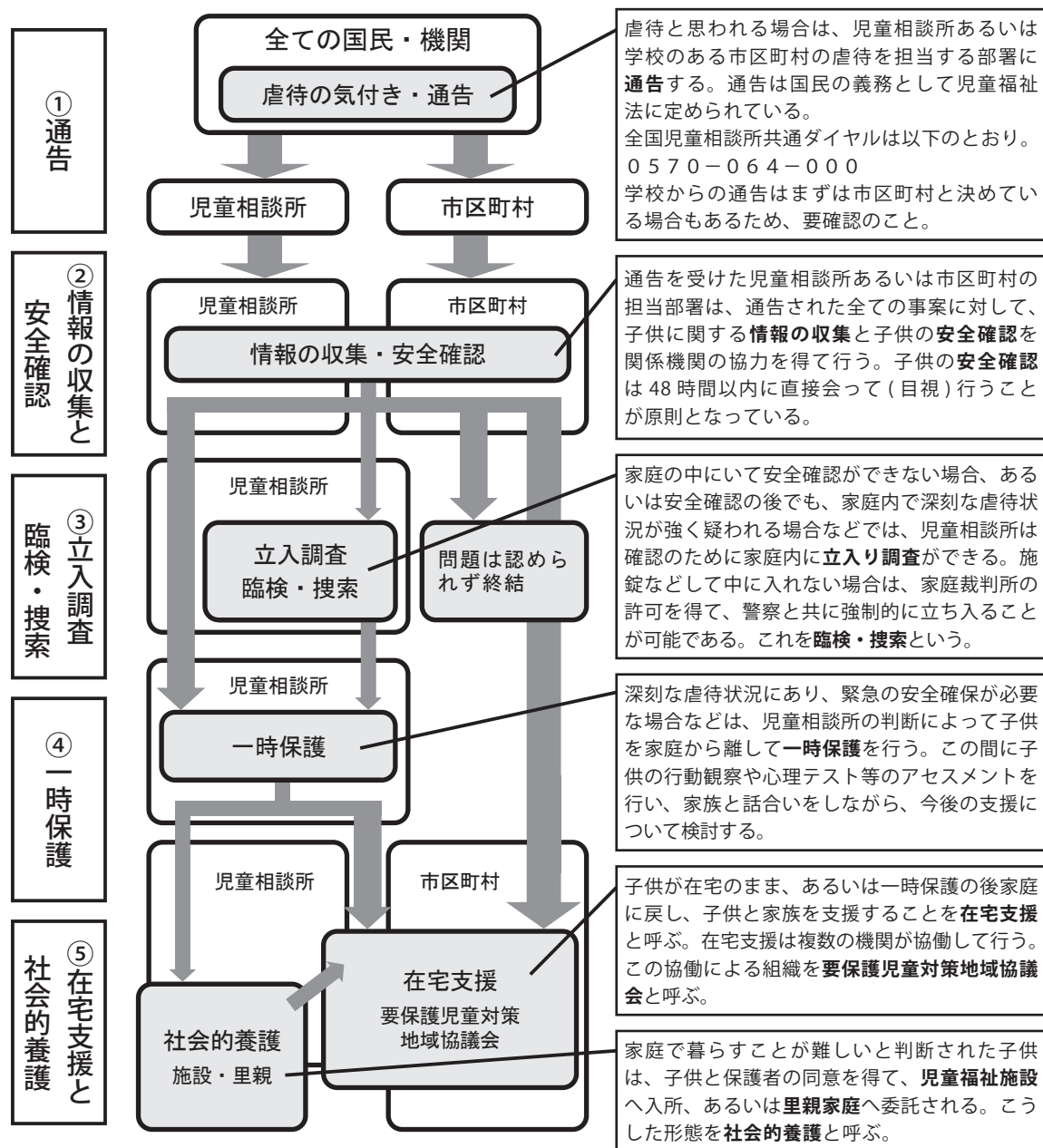


図5 通告後のケースの流れ

図4・5 臨床心理士のための子ども虐待対応ガイドブック（日本臨床心理士会編 2013年）を参考に一部改変

### ☆児童相談所について

児童相談所は、子供に関する様々な相談に対応し、子供の一時保護や施設入所などの行政措置を講じる機関で、深刻な虐待ケースに対応する中心機関となる。各都道府県と政令市に設置され、中核市（人口50万程度）にも設置されているところがあり、全国で207か所（平成24年4月現在）設置されている。約半数の児童相談所に一時保護所が併設されている。一時保護所は子供の安全確保と行動観察等を目的に家族から子供を一時的に分離保護する場所である。（地域によって児童相談所の名称は「子ども相談センター」「こども女性相談センター」など異なるため各都道府県で確認のこと。）

## 4 要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」とする。）とは市区町村において、虐待を受けている子供など家庭基盤に課題があり、子供を保護する可能性や濃密な支援が必要な子供（要保護児童及び要支援児童）に対して、市区町村の事務局がコーディネーターとなって、児童相談所、学校、保育園、警察、その他支援に必要な機関を招集し、連携して支援に当たる協議会のことである。平成16年の児童福祉法の改正及びその後の改正で協議会の設置が努力義務となり、現在ほとんどの市区町村に要対協が設置されている。図6はそのイメージ図である。幾つかの大きな市や区では更に小さな単位の地区に分けて設置している。

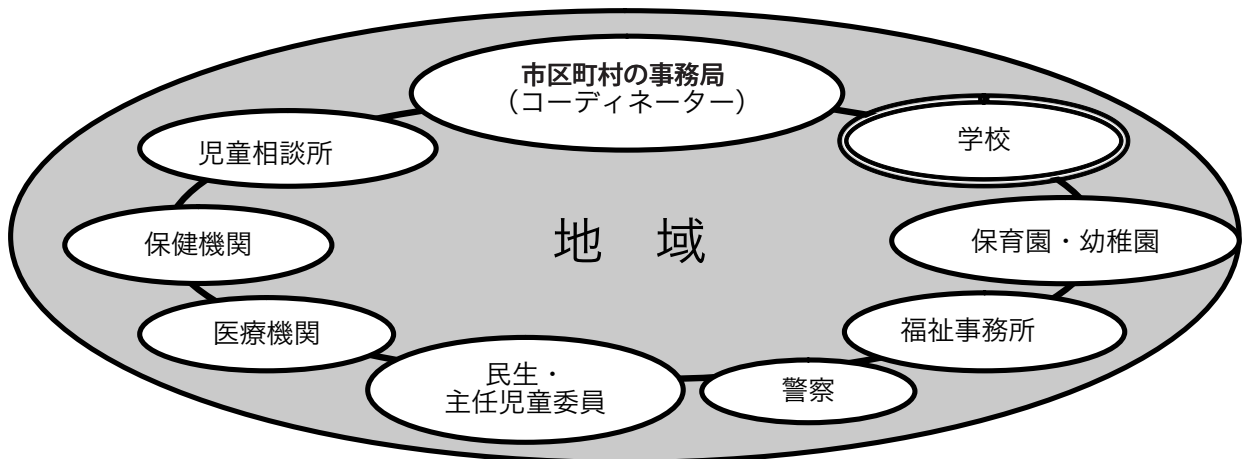


図6 要保護児童対策地域協議会と所属機関等のイメージ

※個々のケース会議においては、ケースによって所属機関等は異なる。

### （1）要対協の主な役割

要対協の中心的な役割は次の3つである。

#### ① 児童虐待防止についての認識の共有

児童虐待に関係する複数の関係機関が集まり、児童虐待に関する研修を受けるなどして、児童虐待防止についての認識を高め、関係機関で共有する。

#### ② 個別ケース会議と具体的な支援

個別のケースに対して、関係機関を事務局が収集し、ケースに関する情報を集約、共有し、具体的な援助方針を立て、それぞれの機関が必要な役割を担って子供と家族への支援を行う。

#### ③ ケースの進行管理

要対協が扱っている全てのケースについてそれぞれの支援状況の確認を定期的に行う。なお、施設

入所が必要となるなど児童相談所が中心となって関わるケースでも、要対協はケースの進行管理を継続し、家族への必要な支援等を続けることが求められる。

## (2) 複数機関による情報の伝達と共有

民間機関も行政機関も協議会に加わった機関同士での個人情報の伝達・共有は、法的に認められる。このことは要対協の大きな特徴の一つである。したがって学校が要対協への情報提供などの協力をするのは、個人情報保護法違反・守秘義務違反にならない（児童福祉法第25条の2及び3）。ただし、これに所属する参加者や団体は、要対協に関係しない個人や団体に対する情報の守秘義務が課せられる。

## 5 児童福祉施設や里親等と学校との連携

### (1) 社会的養護とは

社会的養護とは、保護者のいないあるいは保護者から虐待されている児童等、環境上の問題があつて家庭に代わって社会が養育を担う形態である。社会的養護を必要とする子供は全国に約4万5000人おり、これは全児童人口（0歳～18歳未満）の約0.2%に当たる。

社会的養護は児童福祉施設による「施設養護」とファミリーホームや里親宅で養育する「家庭養護」の二つに分かれる。社会的養護児童を対象とした児童福祉施設としては、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームがある。また母子で入所利用できる母子生活支援施設もこれに加わる。それぞれの特徴と設置数及び子供の現員（入所委託児童生徒数）は表3のとおりである（平成23年3月末現在）。2000年の児童虐待防止法制定後、社会的養護を必要とする被虐待児が増加し、児童養護施設では半数以上を占め、情緒障害児短期治療施設では7割を超えている。特に都市部の施設でその割合が高く、中には8割を超える施設もある。

里親、グループホーム、児童養護施設及び母子生活支援施設で暮らす就学年齢の子供は、その地域の学校に通うことになる。

表3 社会的養護の種類

		種 別	特 徴	設 置 数	子どもの現員
家庭 養護	里親		里親宅での養育	2,971 世帯 (委託里親数)	3,876 人
	ファミリーホーム		一般的な住居で5, 6名の 子どもを養育	145 か所	414 人
社会的 養護	施設 養護	乳児院	乳児（必要な場合は幼児も 可）が入所	129 か所	2,963 人
		児童養護施設	3歳以上の子ども（必要な 場合は乳児も可）が入所	585 か所	29,114 人
		情緒障害児短期治療施設	情緒障害を有し治療を必要 とする子どもが入所	37 か所	1,178 人
		児童自立支援施設	不良行為のある子どもなど 生活指導を必要とする子ども が入所	59 か所	1,543 人
		自立援助ホーム	義務教育を終了し、児童養 護施設等を退所した子ども が入所	82 か所	310 人
		母子生活支援施設	母子が利用	261 か所	5,951 人

※厚生労働省福祉行政報告例（平成23年3月末）より抜粋

## 第3章 児童虐待の理解

### 1 児童虐待のリスク要因

様々な児童虐待の事例から、児童虐待が起こった家庭に多くみられる事象をみていく中で、虐待を発生しやすくさせる状況が明らかになってきた。こうした状況は児童虐待が生じる危険性を高める「リスク要因」として整理されている。

リスク要因は、身体的、精神的、社会的、経済的など、複数の領域からみることができ、これら複数の要因が複雑に絡み合って児童虐待を引き起こす。

これらのリスク要因があれば、全て児童虐待につながるわけではない。子供の様子に気掛かりなことがあり、リスク要因が認められるときには、児童虐待の可能性を考慮しつつ、注意深く、子供や子供を取り巻く状況をみていくことが大切である。

表4 児童虐待のリスク要因

<b>1 子供側のリスク要因</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・乳児期の子供</li><li>・未熟児</li><li>・障害児</li><li>・多胎児</li><li>・保護者にとって何らかの育てにくさを持っている子供</li></ul>	等
<b>2 保護者側のリスク要因</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・妊娠そのものを受容することが困難（望まぬ妊娠）</li><li>・若年の妊娠</li><li>・子供への愛着形成が十分に行われていない。（妊娠中に早産等何らかの問題が発生したことで胎児への受容に影響がある。子供の長期入院など。）</li><li>・マタニティーブルーや産後うつ病等精神的に不安定な状況</li><li>・性格が攻撃的・衝動的、あるいはパーソナリティの障害</li><li>・精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存</li><li>・保護者の被虐待経験</li><li>・育児に対する不安（保護者が未熟等）、育児の知識や技術の不足</li><li>・体罰容認などの暴力への親和性</li><li>・特異な育児観、強迫的な育児、子供の発達を無視した過度な要求</li></ul>	等
<b>3 養育環境のリスク要因</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・経済的に不安定な家庭</li><li>・親族や地域社会から孤立した家庭</li><li>・未婚を含むひとり親家庭</li><li>・内縁者や同居人がいる家庭</li><li>・子連れの再婚家庭</li><li>・転居を繰り返す家庭</li><li>・保護者の不安定な就労や転職の繰り返し</li><li>・夫婦間不和、配偶者からの暴力（DV）等不安定な状況にある家庭</li></ul>	等

「子ども虐待対応の手引き」平成25年改正版（厚生労働省）から一部改変



### (1) 子供側のリスク要因

#### ① 未熟児

出産直後、母子が分離されることが多く、愛着関係が育ちにくい場合がある。また、養育の負担が大きくなることが多い。

#### ② 障害

知的障害、発達障害、身体障害のある子供は、保護者に子育ての難しさを感じさせ、保護者の負担が増しやすい。慢性疾患の場合も同様であるが、障害のある子供に対して、保護者は自責の念を覚えるものである。このことは親のストレスを強めることにつながる。

#### ③ 多胎

養育の負担が大きく、親のストレス因となりやすい状況である。

#### ④ 慢性疾患

子供の養育に細かな配慮が必要となり、養育の負担が大きくなる。

### (2) 保護者側のリスク要因

#### ① 若年の妊娠・出産

子育てに向けて心の準備が不十分なことがある。

#### ② 望まぬ出産

保護者にとって子供は自分たちの生活を損なう存在となってしまう。

#### ③ 攻撃的な性格

様々な子供の行動に対して、適切な対応がとれない。

#### ④ 知的障害

養育の知識の不足や状況判断に困難があると、適切な養育が難しくなる。

#### ⑤ 精神障害

幻覚、妄想あるいは抑うつなどの精神症状のために、適切な子育てができないことがある。

#### ⑥ 被虐待体験

児童虐待には世代間伝達が見られる。親が虐待を受け自尊感情が損なわれている場合、常に不安を感じながら子育てをすることになる。また、虐待的な行動ではない適切な子育ての技術が学べていないことがある。

#### ⑦ 発達障害

保護者自身、自らの障害のために日常生活で多くのストレスを感じている。加えて、場面、状況の理解の難しさ、コミュニケーションの難しさといった障害の特徴は、親子間の適切な関係形成の妨げとなることがある。

### (3) 養育環境が抱えたリスク要因

#### ① ひとり親家庭

子育ての負担が大きく、ストレスになりやすい状況が考えられる。

#### ② 子連れの再婚

親子の関係、夫婦の関係が様々な葛藤を生み出す可能性が高い。

#### ③ 孤立

直接の援助が得られず子育ての負担が増える上、様々な情報からも遠ざかることで、援助を求めることすらできなくなる。子育ての負担感が大きくなる状況である。

#### ④ 経済的に不安定な家庭

経済的な問題は、保護者の尊厳を損ない、子育てへのゆとりを保護者から奪ってしまう。

⑤ 不自然な転居

地域で孤立する状況があり、転居せざるを得なくなっている場合がある。不適切な養育を指摘され、介入されることから逃れるために転居している場合もある。

⑥ 養育者間の暴力

DV（配偶者間暴力）の暴行が子供に向かっている可能性がある。直接暴力がふるわれなくても、暴力行為をいつも見せられることも、心理的虐待と考える。

（４）その他

上記の他、兄弟姉妹への虐待歴がある場合、関係機関からの支援を拒否する場合も、リスク要因と考える。

## 2 児童虐待の心身への影響

身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトと、児童虐待は、4つの種類に分類されている。性的虐待は、子供への影響が大きいにもかかわらず、気付かれにくいなど、対処に多くの配慮が必要となるため、第5章で説明する。

（１）身体への影響

① 疲れやすさ、体調不良

ネグレクトにより十分な栄養を与えられないことから、疲れやすさや体調不良を示すことがある。

② 低体重、低身長

ネグレクトによる栄養不良だけでなく、心理的虐待が身体の発育・発達を遅らせ、低身長、低体重を引き起こすことも知られている。

③ 運動機能障害、てんかん

身体的虐待による頭部外傷が頭蓋内出血などを引き起こし、その結果として運動機能障害、てんかんを発症することもある。

（２）精神への影響

① 対人関係維持の難しさ

本来自分を守り頼れる存在である保護者から拒絶されたり暴力をふるわれたりしたために、安定した対人関係を持てなくなる。自然な形で大人に甘えることができない、あるいは、極端に甘え依存するかと思えば、些細なことから攻撃的に関わりを拒絶するといった態度（両価的態度）を示す時には、反応性愛着障害が疑われる。中には、相手を選ばずに甘えを示す場合があり、脱抑制型反応性愛着障害と呼ばれている。このような対人関係の問題は、集団参加など社会生活への参加の場面での対応困難として現れる。

② 衝動のコントロールの難しさ

大人が子供の感情を受け止めることで、子供は自分の感情に気付き自分をコントロールする力を育ててゆく。児童虐待は、こうした体験を子供たちから奪っている。思うようにならないとすぐにキレル。一度不機嫌になって怒り出すとなかなかおさまらない。このような衝動コントロールの幼さは、集団生活の中での学びを妨げることになる。

③ 知的発達の遅れ

子供たちは、大人との関わりの中で、周囲のものごとに興味を持ち、様々な体験をすることを通して知的に発達していく。児童虐待は、子供たちからこのような体験の場を奪ってしまうため、虐待を受けた子供が知的障害を示すことがある。

#### ④ 日常生活能力の問題

日常的な生活の技術も、大人との関わりの中で学んでいく。大人が何を子供に期待しているかなど、必要な情報が正しく伝わることのない虐待環境に置かれた子供は、生活の中で求められている技術を身につけることができない。

### (3) 精神症状としての現れ

#### ① 身体化症状

頭痛、腹痛、疲労感など、様々な身体症状を訴えてくることがある。これらの訴えは、自分の気持ちを受け止めてもらえないという体験から、不安を不安として表現できない時の救難信号であると理解したい。

#### ② 抑うつ

様々な事柄に興味や関心を示さなくなることがある。また、新しい事柄に取り組むといった意欲や気力を示さなくなることがある。楽しいはずの遊びに取り組もうとしないときには、心の変調と気付くことができるが、少し難しい課題に取り組もうとしないときには、わがまま、怠けとみられることが多い。虐待を受けた子供たちは、全てを否定され拒絶される経験をしているため、自尊感情が損なわれ無力さを感じている。こうした心の在り方を背景に、抑うつ状態が現れる。

#### ③ 解離

虐待を受け続けた子供は苦痛を受け止めきれず、意識から切り離してしまう。身体的な痛みを感じていないように見えることも珍しくない。また、苦痛な場面の記憶が消え去ることもある。このような記憶の障害は、虐待など強い苦痛を感じる場面に限らず、自分にとって対処困難な場面で容易に現れるようになる。子供同士のトラブルの場面をはっきりと記憶しておらず説明することができないことや、教職員の指導を覚えていないという形で現れることもある。衝動的、攻撃的な行動をコントロールできず、いわゆる「キレた」状態になることも、解離として理解できる。

#### ④ PTSD 症状

児童虐待は心を傷つけるため、心的外傷後ストレス障害 (PTSD) と呼ばれる反応を示すことがある。虐待環境から遠ざかることができた後でも、急に虐待されていた状況を思い出してうまく現実に対処できなくなる、不安のために人と関わる場に出て行けない、あるいは、抑うつ状態を示したような、意欲を示さない、楽しむことができないといった状態がみられることもある。また、いらだちを示し、衝動的な行動をとったり、安定した睡眠が確保できなくなったりすることもある。

### (4) 児童虐待と関連する子供の問題

#### ① 発達障害

場面に応じた行動がとれない。対人関係を上手に維持できない。自分をコントロールすることが難しく、衝動的に行動する。落ち着きがない。わがままととられるような行動をとる。これらの行動は、発達障害の子供たちにしばしばみられる。しかし、先に述べたように、児童虐待を受けた子供たちにもみられる行動である。発達障害が児童虐待を引き起こす要因としてあげられているが、発達障害のある子供が、不適切な養育を受けると、障害の特徴が一層強く表れることも多く体験されている。発達障害を疑うとき、その子供の置かれた養育環境にも十分注意を払う必要がある。

#### ② 学校不適応

落ち着きがない、持続できない、衝動的である、教室から飛び出す、ルールや規則が守れない、暴力に訴える、忘れ物が多い。これらの行動は、一時的な対人関係の不調からも生じる。また、発達障害による場合もある。しかし、このような状態が家庭内で継続的に繰り返されている虐待によって生

---

じる場合があることも知っておきたい。身体的虐待を受けている子供やDV環境の中にある子供は、無意識のうちに「暴力が問題解決の方法である」と、誤った学習をしている場合が多い。

③ いじめ

ネグレクトがあると、衣服の汚れなどのために他の児童生徒からいじめの対象とされる場合がある。対人関係をうまく持てず、集団に溶け込めないことでいじめの対象となる可能性もある。逆に、児童虐待の結果生じる攻撃性が他の児童生徒への暴力など、いじめの形をとる場合もある。

児童虐待という暴力で支配され続けた子供達は、支配するか、服従するかといった極端な対人関係の在り方しか学べていない。こうしたことが、いじめ状況から抜け出すことを困難にする。

④ 非行

いろいろな場面での反抗的な態度や、社会的なルールから逸脱する行動の背景に児童虐待が認められることがある。虐待が起こっている家庭から逃げ出す行動、虐待から自分を守ろうとする行動が、非行の形をとる場合もある。繰り返された虐待のために、自己評価が低くなり、非行集団の中にしか居場所を見つけない子供もいる。

万引き、窃盗など犯罪行為はネグレクトのために生じることもある。また、これらの行為を親から強要されて行う場合があるが、これも児童虐待と捉える。

⑤ 不登校

多くの不登校は、不安のために親から離れられなかったり、人と関わることを避けたりするために生じる。PTSD症状の項にあるように、子供の不安が高まる背景に児童虐待が認められる可能性にも留意しなければならない。

ネグレクトの場合にも、自分を受け入れてもらう体験がないために、かえって親から離れられず不登校を示すことがある。また、ネグレクトのために、登校への動機付けがなされていない、あるいは、生活のリズムが崩れているために不登校となっている場合もある。

⑥ リストカット（自傷行為）

自己評価が低くなり自分自身の存在に確信を持てなくなったときに、自分を傷つけ出血をみることで自分が生きていることを確かめようとする子供もいる。周囲の注意を獲得するために、自ら傷つける場合もあるが、いずれも、自らの存在価値を確信できなくなっているという心理的背景は同じと考えることができる。この自分の存在価値を確信できないという状況の背景に児童虐待がみられることもある。

## 第4章 学校における虐待の気付きと初期対応

### 1 虐待に気付く

「家出や徘徊等を繰り返す」「万引き等の問題行動を繰り返す」「不登校、理由のはっきりしない遅刻や欠席が目立つ」などの問題行動の背景に虐待の可能性がある。虐待から逃れるための家出、食事を与えられないために食べ物を万引きする、弟妹の面倒をみるために学校に行かせてもらえないなどが考えられる。特に学年が上がると生徒指導上の問題行動として捉えられがちだが、子供の心の中で何らかのトラブルが起こっていることは明らかである。子供が発するサインを見逃さないとともに、情報を総合的に評価して「虐待の疑い」の早期発見に努めることが大切である。

#### (1) 保健室における児童虐待の早期発見の機会と視点

##### ① 健康観察

学級担任や養護教諭を中心に行われる朝の健康観察をはじめ、学校生活全般を通して健康観察を行うことは、体調不良のみならず心理的ストレスや悩み、いじめ、不登校、虐待や精神疾患など、子供の心の健康問題の早期発見・早期対応につながることから、その重要性は増してきている。

養護教諭は各学級の健康観察結果を集計・分析し、全校の子供の心身の健康状態を把握し全体に周知させるとともに、救急処置、健康相談、保健指導、学級担任への連絡など、事後措置の対応を図る中で、個々の子供の異変に気付きやすい立場にあると言える。

毎日の健康観察の集計のみならず、健康状態の変化を把握するために、一週間あるいは1か月といった連続した期間の動向がわかる記録用紙を作成し、活用することも重要である。

##### ② 健康診断

健康診断は身体計測、内科検診や歯科検診をはじめとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して虐待を発見しやすい機会である。下記に健康診断時における早期発見の視点について示す。

・身体計測	発育不良、不潔な皮膚、不自然な傷・あざ等
・耳鼻科検診（聴力検査）	外傷の放置、心因性難聴等
・眼科検診（視力検査）	外傷の放置、心因性視力低下等
・内科検診	不自然な傷・あざ、衣服を脱ぐ事や診察を怖がる等
・歯科検診（歯科健康診断）	ひどい歯、歯の萌出の遅れ、口腔内の外傷（歯の破折や粘膜の損傷等）の放置、口腔内の不衛生等
・事後措置状況	精密検査を受けさせない、何度受診勧告をしても受診させない等

##### ③ 救急処置

身体的虐待と不慮の事故による外傷を見分けるために必要な基礎知識を示す。

##### ・ 外傷の部位

基本的には、不慮の事故による外傷は骨張っているところ、例えば、額・鼻・顎・肘・膝など皮膚の直下に骨があって脂肪組織が少ない場所に生じやすく、児童虐待による外傷は、臀部や大腿内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、頸部や腋窩などの引っ込んでいるところ、外陰部などの隠れているところにも起こりやすい。

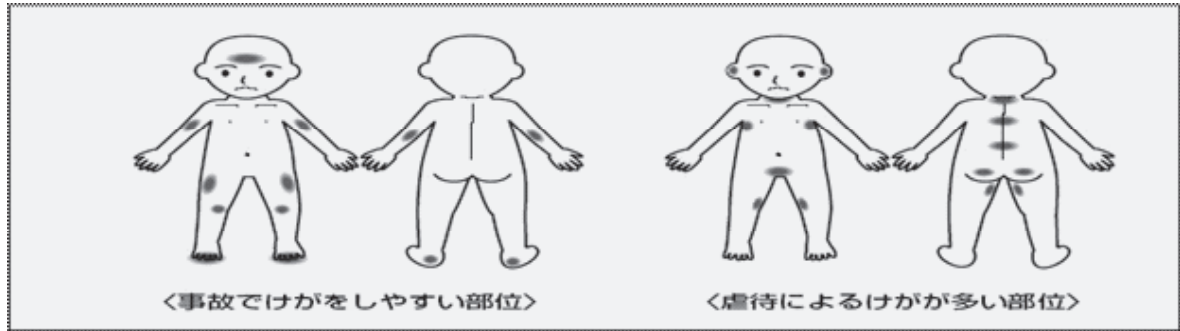


図7 身体的虐待と不慮の事故による外傷部位の相違

「養護教諭のための児童虐待対応の手引」平成19年文部科学省

・ 時間経過に伴う挫傷の色調変化

受傷原因の説明と外傷の矛盾を見極めるために重要な知識は、時間経過に伴う挫傷（打撲傷）の色調変化を知っておくことである。外傷の重症度や受傷部位によって誤差があるが、基本的には下記のとおりである。外傷の発生時期に関する説明が目安と余りにもかけ離れているときは、虐待を疑う必要がある。

表5 時間経過に伴う挫傷の色調変化

時間経過	挫傷（打撲傷）の色調変化
受傷直後の挫傷	赤みがかった青色
1～5日後	黒っぽい青から紫色
5～7日後	緑色
7～10日後	緑がかった黄色
10日以上	黄色っぽい茶色
2～4週間	消退

「養護教諭のための児童虐待対応の手引」平成19年文部科学省

・ 特徴のある外傷所見

身体的虐待による外傷のうち、特徴のある外傷所見を以下に示す。

表6 特徴のある外傷所見

特徴のある外傷所見	
ループ状の傷	電気コードやロープをループ状に曲げてむち打つように打ち付けたときにできる傷である。
スラッピング・マーク	平手打ちによってできる皮下出血で、平手で打ち付けられた部分のうち指と指との間の箇所に残る。
上眼瞼の皮下出血（青あざ）	眼けんをげんこつで殴られたときに多くできる。
噛み傷	左右の犬歯と犬歯の距離が3cm以上ある場合は、大人によるかみ傷である。
脱毛（抜毛）	抜けた毛の毛根が発赤している、脱毛部分が <sup>けん</sup> 腱膜下血腫によって <sup>ぼうりゆう</sup> 膨隆しているなどの場合は、頭髪を引き抜かれたことによる脱毛が疑われる。

シガレット・バーン	直径が約8mmで境界鮮明な円形を呈しており、中央部分に周辺部分よりも深い火傷が認められる場合、紙巻きたばこを押しつけられた火傷である可能性が極めて高い。単一の場合よりも、複数個まとまって認められることが多い。
やじり 鏝マーク	液体が重力によって流れると先端が下向きに鏝状を呈する現象で、熱した液体を浴びせられたときにできる液体熱傷に特徴的である。これに対して、熱した固形物でできる接触熱傷ではその物体が当たっていた部分にしか熱傷痕は認められない。
水平線サイン	液体熱傷のうち、熱した液体に浸された場合、液体の上縁に一致して水平線が形成されて、熱傷の上縁を縁取る。この水平線を基に考えれば、どのような体位で液体につけられていたかが推測できる。

「養護教諭のための児童虐待対応の手引」平成19年文部科学省一部改変

(2) 学級担任における児童虐待の早期発見の機会と視点

子供は、自分の気持ちを言葉でうまく表現できないことが多く、心の問題が顔の表情や行動に現れたり、頭痛・腹痛などの身体症状となって現れたりすることが多いため、きめ細やかな観察が必要である。下記に健康観察の視点を示す。

表7 健康観察項目

主な観察事項																						
欠席	<table border="0"> <tr> <td>散発的な欠席</td> <td>継続的な欠席</td> </tr> <tr> <td>欠席する曜日が限定している</td> <td>登校渋り</td> </tr> <tr> <td>理由のはっきりしない欠席</td> <td>等</td> </tr> </table>	散発的な欠席	継続的な欠席	欠席する曜日が限定している	登校渋り	理由のはっきりしない欠席	等															
散発的な欠席	継続的な欠席																					
欠席する曜日が限定している	登校渋り																					
理由のはっきりしない欠席	等																					
遅刻	<table border="0"> <tr> <td>遅刻が多い</td> <td>理由のはっきりしない遅刻</td> </tr> </table>	遅刻が多い	理由のはっきりしない遅刻																			
遅刻が多い	理由のはっきりしない遅刻																					
心身の健康状態	<table border="0"> <tr> <td>観察項目 (他覚症状)</td> <td>ふだんと変わった様子</td> <td>元気がない</td> </tr> <tr> <td></td> <td>顔色が悪い(赤い・青い)</td> <td>せきが出ている</td> </tr> <tr> <td></td> <td>目が赤い</td> <td>鼻水・鼻づまり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>けがをしている</td> <td>その他</td> </tr> </table>	観察項目 (他覚症状)	ふだんと変わった様子	元気がない		顔色が悪い(赤い・青い)	せきが出ている		目が赤い	鼻水・鼻づまり		けがをしている	その他									
	観察項目 (他覚症状)	ふだんと変わった様子	元気がない																			
	顔色が悪い(赤い・青い)	せきが出ている																				
	目が赤い	鼻水・鼻づまり																				
	けがをしている	その他																				
	<table border="0"> <tr> <td>聞き取りや申告 (自覚症状)</td> <td>頭痛</td> <td>腹痛</td> </tr> <tr> <td></td> <td>発熱</td> <td>目がかゆい</td> </tr> <tr> <td></td> <td>喉が痛い</td> <td>ほほや顎が痛い</td> </tr> <tr> <td></td> <td>気分が悪い・重い</td> <td>体がだるい</td> </tr> <tr> <td></td> <td>眠い</td> <td>皮膚がかゆい</td> </tr> <tr> <td></td> <td>発しん・湿しん</td> <td>息が苦しい</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関節が痛い</td> <td>その他</td> </tr> </table>	聞き取りや申告 (自覚症状)	頭痛	腹痛		発熱	目がかゆい		喉が痛い	ほほや顎が痛い		気分が悪い・重い	体がだるい		眠い	皮膚がかゆい		発しん・湿しん	息が苦しい		関節が痛い	その他
聞き取りや申告 (自覚症状)	頭痛	腹痛																				
	発熱	目がかゆい																				
	喉が痛い	ほほや顎が痛い																				
	気分が悪い・重い	体がだるい																				
	眠い	皮膚がかゆい																				
	発しん・湿しん	息が苦しい																				
	関節が痛い	その他																				

### (3) チェックリストの活用

#### ① チェックリストを活用するに当たって

- ・その子供と関わりのある担任や養護教諭などでチェックし、少しでも気になる子供については、早期に報告・相談をする。
- ・日頃からチェックリストを手元に用意することで、子供の心や家庭の変化に気付くようにする。兄弟姉妹については情報交換することが大切である。
- ・チェックリストにチェックが入ったからといって、すぐに虐待と判断できないが、留意しておく必要がある。さらに、このチェック項目以外にも、日々の関わりの中で気付いたことを記録しておくことが早期発見へとつながる。

#### ② 児童虐待早期発見のためのチェックリスト

##### ■保育所・幼稚園用

乳児 (1才未満児)	不自然な傷やあざ、骨折がみられる
	特別な病気もないのに、発育・発達に遅れがみられる
	表情や反応が乏しく、語りかけやあやしに対しても無表情である
	抱かれると異常に離れたがらない
	おびえた様子がみられる
	お尻がただれた状態であったり、身体・衣類が極端に汚れたままで登園(所)する
	母子健康手帳がない
幼児 (1才から就学前)	不自然な傷やあざ、骨折がみられる
	おびえた泣き方や、かんしゃくがみられる
	転んだりけがをしても泣かない、助けを求めない
	家庭でしたけがについて聞いても答えようとしない
	体に触れられることを極端にいやがる
	衣服や下着が不潔で臭う
	体が汚れている(入浴していない)
	無断欠席、遅刻が多く、理由がはっきりしない
	おやつや給食などをむさぼり食べる、おかわりを何度もする
	健康診断や予防接種を受けていない
	ささいなことで怒ったり、乱暴な言動がある
	集団から離れ、一人でいることがよくある
	小動物に残虐な行為をする
	いつもおどおどしている
	何げなく手をあげた際に身構えることがある
	突然落ち込み、表情がくもる。
	年齢不相応な性的な言葉や行動がみられる
職員を自分一人で独占しようとしたり、まとわりついて離れない	
親が迎えに来てもうれしそうな表情を見せない、帰りたがらない	



## ■小学校用

体や心の状態	不自然な傷やあざがみられる
	体重の減少や身長伸びが悪いなど、発育不良がみられる
	衣類を着替えるとき、異常な不安をみせる
	こわがる、おびえる、急に態度を変える
	表情が乏しく、受け答えが少ない
	不安で落ち着きがない様子が見られる
	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応する
	何げなく手をあげた際に身構えることがある
	突然落ち込み、表情がくもる
	性器を痛がったり、かゆがったりする
学校生活	無断欠席、遅刻が多く、理由がはっきりしない
	忘れ物が多い
	急激な学力低下が見られる
	下校時刻が過ぎても家に帰りたがらない
	給食をむさぼるように食べる
	衣服が季節に適していない、衣服や下着が不潔で臭う
問題行動等	小動物に残酷な行為をする
	金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す
	異性に対して年齢不相応で不自然な反応がみられる
友達との関係	カッとなりやすい、暴力をふるう、
	他の子供とトラブルが多い
	友達をうまく作れない、集団から浮いてしまう
	他の人との身体接触を異常に怖がる又は好む
教職員との関係	異常に甘えたり、独占しようとしたりする
	顔色をうかがったり、大人の表情をととても気にしたりする
	教職員の怒りを引き出すような振る舞いが目立つ
	異性の教職員に年齢不相応で不自然な反応をする
保護者との関係	子供と保護者の視線がほとんど合わない
	不自然に子供が保護者に密着している
	保護者といるとおどおどし、落ち着きがない
	保護者をかばう発言がある
	家族の話をしたがらない

■中・高校用

体や心の状態	急激な体重の減少がある、あるいは体重・身長が増加が極端に少ない
	衣類や身体の不潔、不衛生がみられる
	リストカットなどの自傷行為がみられる
	不安で落ち着きがない様子がみられる
	生活全般に対する意欲の低下など、無気力、抑うつ感情がみられる
	突然落ち込み、表情がくもる
	性器を痛がったり、かゆがったりする
学校生活	無断欠席、遅刻が多く、理由がはっきりしない
	落ち着きがなく授業に集中できない、あるいは無気力でぼんやりしている
	提出物や学習に必要なものをいつも準備できていない
	急激な学業成績の低下がある、あるいは学業不振が続いている
	日常の会話や日記、作文の中に、家庭での様子が出てこない
	不登校である（長期間子供の姿が確認できない）
問題行動等	小動物や昆虫に対する執拗ないじめや殺すなどの残虐な行為をする
	衝動的に花壇の草花を踏みつけたり、引き抜いたりするなどの行為がある
	万引き、窃盗などの非行行為、性的逸脱行為がみられ、外泊や家出をする
	異性に対して年齢不相応で不自然な反応がみられる
関係 友達との	カッとなりやすい、暴力をふるう、他の子供とのトラブルがある
	自分の要求がかなえられないと、かんしゃくやパニックを起こす
	集団から離れていることが多い
	他の人との身体接触を異常に怖がる又は好む
関係 教職員との	教職員の顔色をうかがったり、接触をさけようとしたりする
	教職員に対する反抗的な行動や虚言がある
	極端に聞き分けがよく、子供らしさに欠け、大人のように振る舞うことがある
	異性の教職員に年齢不相応で不自然な反応をする
関係 家族との	弟妹の世話を長時間している
	家事を家族の中心になっっている
	家庭の話をしたがらない

## ■保護者用

子供との関係		子供の扱いがかなり乱暴である
		兄弟姉妹間で差別扱いがみられる
		子供との関わりが乏しかったり、冷たい態度をとったりする
		子供の要求をくみ取る事ができない
		感情的な態度になり、イライラすることが多く、よく怒る
		子供が自分の思いとおりにならないとすぐにたたいたり、蹴ったりする
		子供に能力以上のことを無理やり押しつけようとする
		体罰や年齢不相応な教育などを、「しつけ」「家庭の教育方針」と正当化する
		子供の幼稚園や学校等での生活に無関心である
		子供が病気になっても病院に連れて行かない
		健康診断や予防接種を受けさせていない
		自殺念慮がある
学校との関係		無断欠席、遅刻が多く、理由がはっきりしない欠席がある
		理由もないのに、長時間、保育所や幼稚園にあずける
		けがについての説明が不自然である
		子供のしつけや言動に一貫性がない
		担任等との面談や家庭訪問を拒む
		担任等に対して過度に攻撃的である
		集金の滞納が続く
家庭状況		家の中が極端に散らかっており、不衛生である
		家庭に親の異性の友人が頻繁に出入りする、又は同居している
		親の不規則な生活時間に、子供を付き合わせている
		この子はかわいくない、本当は欲しくなかったなどと拒否的感情を公言する
		夫婦関係や経済状態が悪く、ストレスになっている
		母親にも暴力を受けた傷がある
地域との関係		近所づきあいがほとんどない
		転居を繰り返す

## 2 確認の仕方

### (1) 子供への質問の仕方

受傷原因を子供に尋ねる場合は、「このけがは誰かに“殴られて”できたものでしょ？」といったような誘導的な質問や、「なぜ、こんなことになったの？」などの問い詰めるような質問の仕方はしないようにする。このような質問は、子供の自由な発言を妨げ、事実関係をつかみにくくする危険性があるからである。子供が「あのね、お父さんがね・・・」という情報を出したなら、まずは「お父さんがどうしたの？」というような漠然とした質問で返し、子供に主導権を与える聞き方をするのがよい。その上で、漠然と聞いても黙り込んでしまう子供には質問の後に選択肢を添えたり（「お父さんかな、お母さんかな、それとも他の人？」など）、状況や感情、出来事の順序等を確認するために、「はい」「いいえ」で答えられる形式の質問（「お父さんがお酒を飲んだ後の出来事だったんだね？」など）をしたりすることも必要となるが、こうした質問は誘導にもなりやすい傾向があるので留意が必要である。

なお、子供の心身の安全・安心の確保がされておらず、保護者から虐待を受ける危険性がある状況では、子供は本当のことを話しぶらいことを知っておく必要がある。

### (2) 家庭訪問

家庭訪問をする場合は、以下のことに気を付けて実施することが大切である。

#### <家庭訪問実施前の留意点>

#### ① 事前の情報収集

- 名前の表記 ○生年月日 ○身長・体重 ○疾病の有無
- 家族構成や家族のプロフィール等

学校や地域での子供の様子を事前にできるだけ把握しておく。

#### ② 家庭への連絡と訪問時刻の決定

- ・訪問先の家族に、都合の良い時間を尋ねる。

#### ③ 地域の地図、筆記用具や携帯電話を持参する。

保護者（家族）に会えなかったときのために、メッセージカードなどの準備をしておく。

#### ④ 必要に応じて保健師や民生児童委員などと事前に連絡を取り、日程調整をする。

#### <家庭訪問実施時の確認事項>

#### ① 家庭訪問は一人ではなく、複数で訪問する。

#### ② 家庭訪問の目的を確認する。

- ・室内の整理整頓の様子、実際にどのように生活をしているのか
- ・学用品や本など年齢にふさわしいものがあるか
- ・家庭内での主導権を握っているのは誰か
- ・保護者（家族）の表情や言葉遣いはどうか
- ・保護者がこだわっていることや繰り返し使った言葉は何か
- ・保護者（家族）の子供への接し方はどうか
- ・子供の保護者（家族）への接し方はどうか

#### ③ 地域環境を確認する。

#### <家庭訪問実施後の報告と記録>

- ① 生活状況や家庭での様子をすぐに記録し、管理職や他の支援メンバーに報告する。
- ② 訪問で把握した内容を、学校や関係機関等で共有をする。

#### <家庭訪問を拒否された場合>

- 家庭訪問を拒否する保護者（家族）に対しては、短時間で家庭訪問をこまめに行い、会えなければ「お会いできなくて残念です」「またお話しできる機会があるといいですね」などのメッセージカードを置いて帰るなど、根気強く関わるとともに、関係機関と連絡を取り、生活の様子把握に努める。

#### <通告後の家庭訪問の留意点>

- 通告後に家庭訪問するときは、事前に児童相談所等に連絡し、留意することを確認する。家庭訪問時の様子について情報共有する。

### (3) 記録の重要性と留意点

虐待の有無を確認する際には、正確で緻密な情報収集の記録等から判断を行うことになる。学校による記録も、児童相談所等における判断時の資料や支援のための貴重な情報となるので、正確な記録を心がけることが重要である。留意点は以下のとおりである。

#### ① 事実の発見や発生を日時順に時系列で記録

「いつ、どこで、だれが、だれに、何を、どのようにした」等を具体的に記入する。

#### ② 明らかな事実については、描画などを用いて記録

あざなどは、数日後には薄れてしまうので、必ず記録に残す。

#### ③ 本人から聞いた内容は、話し言葉どおりに記録

「こちらの問いかけに対して、どう答えたのか」やどのように反応したか、どのような表情だったのかを記録しておくことで、子供や保護者の心の状態を理解する資料となる。

#### ④ 確実な情報とうわさや推量とは区別して記録

推測やうわさ話、担当者が感じ取ったことは参考になるが、確実な情報と混同しないように区別して記録する。

## 3 学校における対応

### (1) 連携して対応するための「4つのキーワード」

学校や関係機関が連携して対応するために大切なことは、以下の4点である。

#### ソーシャルワーク

子供のSOSは親のSOSでもある。**地域の情報もキャッチできる組織づくりと連携**が大切である。

#### チームワーク

学級担任だけに任すのではなく、全教職員が**情報共有し、早期に組織で支援できる体制**を作っておくことが大切である。

#### ネットワーク

大切なことを見逃さないようにするために教職員や関係機関が連携し、**お互いをカバーしていく協力体制づくり**が大切である。

#### フットワーク

全ての関係者が、**役割分担を明確にし、行動**することが大切である。

### (2) 学校における対応の留意点

学校における対応については、以下の留意点に気を付けて組織で対応をすることが大切である。

- ① 情報だけでなく悩みも教職員間で共有し、担当者が一人で抱え込まないようにする。

- 
- ② 教職員は日頃から、子供や保護者との信頼関係を築けるように努めるとともに、相談しやすい環境づくりをすることが大切である。
  - ③ 不自然な外傷などによって児童虐待が疑われる子供を発見したとき、連携すべき専門家は学校医や学校歯科医である。医師による指導助言も大切である。
  - ④ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携する。

### (3) 虐待を受けている子供への対応

虐待を受けている子供への対応については、以下のことに十分配慮したい。

- ① 子供のつらさに寄り添う声かけをする。  
「つらかったね」「怖かったね」「よく話してくれたね」など、子供のつらい気持ちに寄り添う声掛けをする。
- ② 現在の生活の様子を聞き取り、安全な状態であるかを確認する。  
「おなかはずいいていないか」「困っていることはないか」「お家での様子を聞かせてくれるかな」などと、本人が落ち着ける場所で、事情聴取的な聞き取りにならないように配慮し、現在の生活の状態について話を聞く。
- ③ 少し時間を掛けながら、本人の今の気持ちを聞く。  
ゆったりとした時間の中で、あせらずに話をするので、少しずつ自分の言葉で語るようになってくる。言葉で話すことが苦手な子供や、今は話をしたくない場合などは、絵を描いたり、何かを一緒に作ったりすることで、自然に心が通い合い、気持ちを感じ取ることもできるようになる。
- ④ 「私は、あなたの味方である」という思いを伝える。  
子供を支えてくれる大人が周囲に存在することを伝え、これからできることを子供と一緒に考えていく。「今までに誰かに相談したことはあるのか」「今度、そんなことがあったらどうしたらいいのか」「どうしたらいいか先生と一緒に考えよう」等
- ⑤ 子供に通告についての説得をする。  
通告を拒否するケースが多いが、気長に話をしていく必要がある。  
「あなたが、これ以上怖い思いをしたり、傷ついたりしないように、他の人にも相談したい」「あなたやあなたの家族のことを専門的に考えてくれるところがあるよ」「今の状態は、あなたにとって決してよいとは思えない。専門家と一緒に、みんなで改善策を考えよう」と、親身になって子供と話すことが大切である。

しかし、緊急を要する場合は、「子供の命を守る」ことを最優先する。

### (4) 虐待をしている保護者（家族）への対応

虐待をしている保護者（家族）についても、以下のような配慮が必要である。

- ① 保護者（家族）の子育ての不安や悩みに耳を傾ける。  
保護者（家族）が子育てでどんなことに不安やいらだちを抱いているのかを聞き、その悩みや不安を受け止める。「これまでの子育てで、困っていることはないですか？」「これまで、頑張って育ててこられたのですね」等
- ② 子供の頑張っている様子や良いところを伝える。  
「〇〇君は本読みを頑張っています」「〇〇君は家族のことが好きですよ」等
- ③ 児童福祉法・児童虐待防止法等の法律の基準に照らした事実としての認識を伝える。  
児童虐待として特別な支援が必要と考えられた場合は、これまでの虐待の事実を責めるのではなく、「不安な気持ちはよくわかりますが、その行為は法律に照らし合わせると虐待とされます」と伝える。

「一緒に子育てについて考え直してみよう」「これから一緒に子供を支えていきましょう」と、あせらず時間をかけて改善していくように話をする。

④ 保護者（家族）の心のケアを継続的に行う。

定期的に話し合うことを約束し、必要に応じて、専門機関等も紹介する。

「一人で苦しむ必要はないですよ」「このような方法はいかがですか？」「これからも一緒に話し合っ  
ていきましょう」と相手の気持ちを確認し、専門機関の力も借りながら信頼関係を深めていく。

⑤ 非加害の保護者についても、大きな心的傷つきがあることを理解する。

※ 校内での連携と通告までの流れ（参考例）

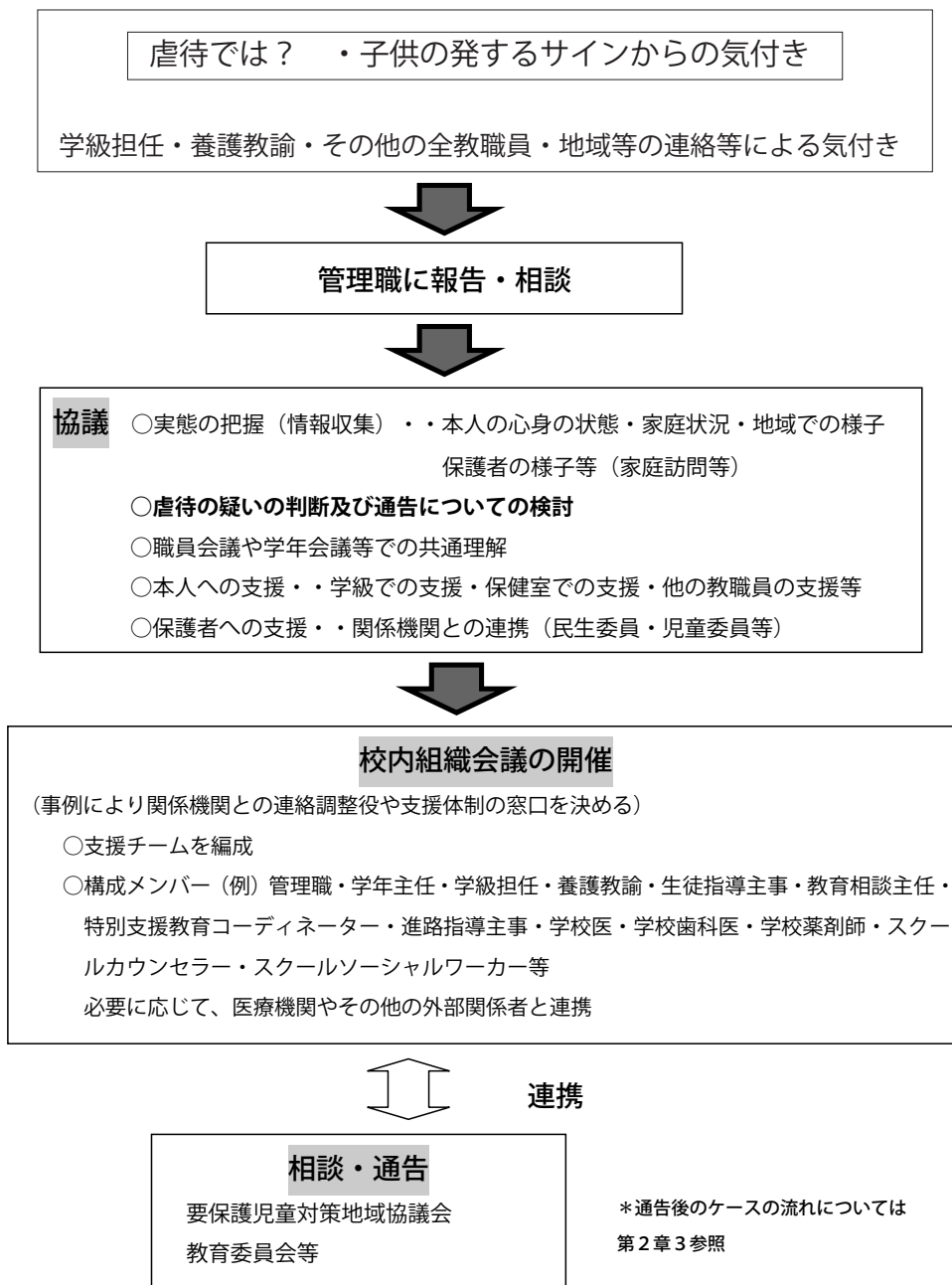


図8 校内における児童虐待対応の流れ

## 4 学校と教職員の役割

### (1) 教職員等の役割

#### ① 子供が安心できる環境づくり

子供が不安を感じる場面はないか、困っていることはないか等、日々の観察を丁寧に行い、学校等での生活が安心できる居場所となるよう、環境づくりに努める。

#### ② 校内での落ち着ける居場所づくり

子供の情緒が不安定になったとき、個別で落ち着ける場所を準備しておくことが必要である。例えば、保健室や教育相談室など、学校の状況に応じて子供が落ち着ける居場所づくりを心がける。また、虐待を受けた子供の家庭状況や生活の様子に気を配り、温かく見守ることも大切である。

#### ③ 友達との関わり

虐待を受けた子供が友達と関わる時、うまく関わるできない場合がある。「こんな言葉を使うと、友達はうれしいよ」「こうしてあげると、もっとうれしいよ」といった友達との関わり方を教えていくことも必要である。子供との関係を深めることにより、今まで話せなかった自分の気持ちや思いを教職員に伝えることもできるようになってくる。

#### ④ 学習への支援

虐待を受けた子供は、これまで厳しい生活を送ってきたことで、学力が低下している場合がある。子供の理解の状態を見ながら、学習を積み上げることで自信へとつながる。今までできなかったことができたときや、みんなの役に立つ行動が取れたときは、一緒になって喜び、ほめられる経験や成功体験が増えることで、本人の自尊感情も高まる。

#### ⑤ 保健室での心身のケア

養護教諭が体のケアをすることで、傷ついている心の回復にもつながる。心の緊張をほぐす関わりが大切である。

### (2) 各機関との連携の強化

#### ① 校種間の連携

関係者が集まり、通告のあった子供や保護者を支えるために組織で支援を行うことは、効果的な支援や虐待の再発防止につながる。特に、転校の際は引継ぎを確実に行うことが重要である。

また、各学校等において、子供や保護者への支援で効果的であった点やうまくいかなかった点等を具体的にまとめた「個別支援シート」(P32参照)等を作成し、全教職員が共通理解を図ることが大切である。

新しい学級担任や進学先の学校等に引き継ぐことや、他の兄弟姉妹が通う学校等との連携を行うことが重要である。

#### ② 関係機関との通告後の連携

通告後も、子供や家庭の状況は刻々と変化する。要保護児童対策地域協議会や市区町村児童相談担当課や民生児童委員、児童相談所等と情報を共有し、支援方法を検討することが必要である。施設入所や里親委託になったケースについては、当該施設や里親と十分に連携する。新たな事実や状況の変化があれば、その都度連絡する。(第2章・第6章参照)

#### ③ 児童相談所との連携

一時保護の措置がなされた場合は、教職員が積極的に児童相談所に出向き、子供や保護者とじっくり向きあうことが大切である。児童相談所の担当者との連携も継続的に行う。

子供が学校に復帰する際には、児童相談所から保護期間中の子供や保護者の状況を十分に聞き、個別支援シート等を作成し、全教職員に周知する。教職員や関係者間の共通理解を深め、見通しをもった支



援が必要である。

(3) 一時保護が終了し、子供が学校等に復帰したときの配慮

一時保護が終了し学校等に復帰したときは、次の①～④について、特に配慮が大切である。

- ① 子供が、安心して学校等で生活が送れるよう最大限に配慮する。
- ② 保護者（家族）とのこれまで以上の関係づくりを進める。
- ③ 担当者を支援し、支え合える職場環境をつくる。
- ④ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の支援を得ながら気長に対応する。

(4) 保護者や地域への啓発活動と虐待防止に向けての取組

- ① 「学校だより」や「学級通信」などで、子供への関わり方やしつけ等について悩みを共有し、保護者に相談できる関係機関等を紹介する。
- ② 保護者総会などで、児童虐待防止における学校の取組を伝えるとともに、子供の大切な命を守り、家庭や地域の温かい見守りが「通告」に通じることを説明し、保護者や地域の方々に虐待防止について理解を求める。
- ③ 日頃から、学年懇談会や学級懇談会などで、子育ての悩みやしつけなどについて話題に取り上げ、気軽に話す場を設定することで、保護者同士のつながりを深めるようにする。

※ 個別支援シートの例

個別の支援計画 様式例 NO ( ) 作成日 ○○年 ○○月 ○○日  
 記入者名 ( ) 参加者名 ( ○○・○○・○○・○○・○○ )

氏名・学年	○○○○ 2年		重点支援内容	母親の育児放棄が疑われる女子児童への支援 食事・入浴・衣服の清潔等の生活習慣と学習への支援（不登校傾向がある）		
保護者・本人の願い	母親は、自分で身の回りのことはできるようになってほしいと思っている。本人は、母親と一緒にいたい。		担任等の願い	食事や入浴、就寝時間などの生活のリズムを整え、遅刻せずに登校できるようになってほしい。		
	児童生徒の実態	考えられる背景・要因	長期目標 短期目標	支援方法 (手立て)	主な支援者	児童の変容 評価
学習面	<ul style="list-style-type: none"> <li>遅刻や欠席が多いため、特に算数の学習に遅れがみられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜遅くまで、テレビやゲームをしている。</li> <li>宿題もよく忘れる。</li> <li>母親は特に注意もしない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>算数の九九の計算ができるようになる。</li> <li>宿題を毎日できるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加配教員や学習支援員による個別の指導を、算数について1学期間実施する。</li> <li>宿題は、放課後に済ませて帰る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級担任</li> <li>加配教員</li> <li>学習支援員等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>九九がすらすらと言えるようになった。</li> <li>かけ算が楽しくなってきた。</li> </ul>
生活行動面	<ul style="list-style-type: none"> <li>髪の毛がぼさぼさで、同じ服を数日着ている。</li> <li>むし歯が多く治療が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>お風呂は二日に1回ぐらい沸かしているようだが、本人が入浴したかは、母親は確認していない。</li> <li>カップ麺や菓子パン、スナック菓子を食べている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分でシャンプーをして、ブラシで毎日髪をとかして登校できる。</li> <li>朝食は、おにぎりを自分で作れるようにする。</li> <li>むし歯の治療をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>シャンプーや髪の手入れ方法を指導し、清潔にすることの気持ちの良さに気付かせる。</li> <li>朝食の大切さを理解させ、一緒におにぎりを作る。</li> <li>歯みがき指導を行い、むし歯の治療を勧める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>養護教諭</li> <li>加配教員</li> <li>母親</li> <li>教頭</li> <li>学校歯科医等</li> <li>歯科衛生士等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>髪をきれいにすることで、服装の清潔にも気を付けるようになってきた。</li> <li>自分でおにぎりが作れた。</li> <li>歯科医院に行くことができた。</li> </ul>
社会性対人関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>一緒に遊ぶ友達がいない。</li> <li>登校しても一人でぼつんと座っている。</li> <li>本を読むことが好き。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>欠席が多いため、友達と話が合わない。</li> <li>体を外で動かすことが苦手なので、運動場に出るのを好まない。</li> <li>絵本の読み聞かせは興味がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭でもテレビを消して本を読む時間を楽しむ。</li> <li>友達と好きな本の情報交換ができるようになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>比較的、気が合いそうな女子の隣の席にする。</li> <li>図書委員の児童に図書室に誘ってもらおう。</li> <li>図書主任や読み聞かせボランティアの方に声を掛けてもらう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラスメート</li> <li>図書委員</li> <li>図書主任</li> <li>読み聞かせボランティア等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>読書冊数調べでは、クラスで一番になった。</li> <li>2学期は図書委員になりたいと意欲が出てきた。</li> </ul>
その他						

## 第5章 性的虐待（性被害）の理解と対応

### 1 性的虐待（性被害）の定義

児童虐待防止法によれば、虐待の定義の中で、「性的虐待とは、保護者が児童にわいせつな行為をすること、又は児童をしてわいせつな行為をさせること」と明記している。特徴としては、法律上の主体は、保護者である両親が子供に対して行うもの、と示している。狭義で性的接触に限られた定義である。

一方、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（以下「児童ポルノ防止法」とする。）においては、保護者を含む大人や児童の年長者が行う18歳未満の子供への、性的行為が含まれる。性的接触はもちろんのこと、写真、ビデオ等の性的被写体になる、見せるの等、非接触である事項もある。

また、家庭内の性的風土にさらされた生活体験を性的意識の侵害（sexuality abuse）と捉え、欧米では注目されている。父母の性的交流の目撃やアダルトビデオ、ポルノグラフィ等が児童の生活の空間に放置されている等も性的な侵害に値する。

本委員会では広範囲に捉え、保護者を含む大人、又は年長の子供が行う、接触、非接触の両側面での性的な侵害行為を、性的虐待（性被害）とする。

### 2 性的虐待（性被害）を受けた児童生徒（男女）の特徴

- (1) 「こんな目にあうのは自分だけに違いない、自分が悪いからだ」（自己憎悪・恥・自責）
- (2) 「打ち明けても信じてもらえない」（孤立、不信）
- (3) 「一生秘密にしておかなければいけない」（未来の親密な関係の構築の困惑、偽りの自己を演じる）
- (4) 「あんなこと実際にはおきなかったのだ」（現実感覚（リアリティ）の喪失、加害者への幻想の二面性）
- (5) 「家族がばらばらになるかもしれない」（家庭崩壊を危ぶむ）
- (6) 「性的なことばかり思い浮かぶ自分はおかしい」
- (7) 「被害にあった自分はもう男ではない」（性同一性の喪失）\*

\*は男子の支援において留意したい。

### 3 学校における性的虐待（性被害）を受けた児童生徒の早期発見の視点

性的虐待（性被害）を受けた児童生徒の早期発見の視点について示す。男女ともに、性的虐待（性被害）が起きている実態があることから、女子だけでなく男子についても以下のような行動を観察する必要がある。男女ともに観察されることは、けがが多い、家出、盗癖、虚言、薄着、自己の性的部位を触る、また露出する、性被害にあう、過食などの摂食障害、自殺念慮、リストカット等の自傷行為、異性交遊、性的誘惑的な挑発、不定愁訴等がある。

特徴的な行動としては、どこか陰がある、性的ニュアンスを感じる、ぼうっとしている、また、教職員の問いかけに従順にふるまう、唐突にキレていきり立つといった両極端の現れの混在等が挙げられる。

これらの行動が、現在、性的虐待（性被害）を受けている、あるいはその後遺症の現れである側面に留意したい。

### 4 性的虐待（性被害）が疑われる子供への初期対応

学校において、子供から性的虐待（性被害）を打ち明けられた場合の対応と手順は以下のとおりである。

## (1) 性的虐待（性被害）を子供から打ち明けられた場合の5原則

- ① 「よく話してくれたね」「いってもらってよかった」と伝えること。
- ② 「自分ができるとはする」と伝えること。
- ③ 「あなたは悪くはない」と伝えること。
- ④ 「あなたを支えるのに協力してくれる人がいるから、あなたを大事にもらえるように話をすると伝えること。  
\* 「秘密にしてね」と言われても一人で抱え込まない。
- ⑤ 「また話を聞かせてほしい」と次の相談日（時間）を決めておくこと。

## (2) 性的虐待（性被害）が疑われる子供への初期対応の留意点

- ① 記録をとる。子供に保護を求める権利があることを伝える。  
\* 子どもの権利条約、児童虐待防止法が根拠となる。  
\* 支援者との心理的つながりが存在する中で保護が求められる。一方で、トラウマボンド（第9章解説2参照）が深く、加害者から離れられないこともある。
- ② 通告をする。多機関連携を開始する。  
\* 家庭（準ずる施設等含む）内性的虐待は、全国の都道府県市区町村児童相談所等  
\* 家庭外性被害等は、警察、病院、民間支援センター、民間シェルター等
- ③ 必要に応じて小児科、婦人科、こころ科の受診をする。
- ④ 一人で抱えこまない。複数の教職員で対応する。  
\* 性的虐待（性被害）の内容は、子供を受容的に受け止めつつも根掘り葉掘り聞くことは避ける。  
\* 「あなたの嫌だったこと（性的虐待（性被害）の内容）は、しっかり聞いてくれる専門の人がいる」「あなたが今、ここで全部話すことで混乱することを避けたい」と伝える。  
\* 専門機関に引き継ぐときは子供につきそう。

## 5 性的虐待（性被害）を受けた子供の理解と対応

性的虐待（性被害）を受けた子供への理解と対応は、次の3つの視点をもつことが望まれる。①病的分離への視点、②ゆがんだ愛着（外傷性のきずな（トラウマボンド））と性的虐待順応症候群への理解の視点、③ボディワークのスキル実行の視点である。これについては、第9章解説を参照にする。

性的虐待（家庭内性的虐待）の対応は、親子分離が基本であり、その後の対応は専門機関にゆだねられる。しかし、親子分離ができず在宅支援で対応する子供、性的虐待予備軍（sexuality abuse）の子供は、学校教育の中で支援を継続することもあることを理解しておきたい。

## 第6章 虐待を受けた子供と家族への支援

### 1 在宅支援と学校の役割

#### (1) 在宅支援の中心となる要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」とする。）

児童相談所が対応した約6万件の虐待相談件数のうち、わずか1割が家族との分離の上、社会的養護ケースとして施設や里親宅での暮らしとなり、約9割は在宅支援のケースとして地域で子供と家族への支援を行っている現状である。子供の対応に当たっては、家庭でどのように暮らしてきたかなどの家族理解が不可欠である。子供の示す様々な症状や問題行動の背景に、虐待等の家庭環境の問題が潜んでいる場合がある。例えば、イライラや子供同士でトラブルを繰り返したりの背景に、家庭で暴力を繰り返し受けていること、友達への給食を食べてしまうことの背景に、家庭で食事が与えられていないことなどである。家庭の情報を知らずに、例えば宿題をしてこなかったことを指導しても、夜中まで連れ回されているなど宿題をすることもできない家庭環境の子供にとっては酷な話であろう。

一方、虐待に至るほとんどの保護者（家族）は多くの悩みや課題を抱え、地域から孤立し、子育てが困難となっていることがある。家庭の情報を把握するためには、要対協の枠組みの中で情報を共有することである。家族の情報を把握することで、子供の抱えた様々な問題の背景理解が深まると同時に、子供や家族への対応上の留意点や、学校ができる家族への具体的な支援も見えてくる。家族は様々な支援のニーズを抱えている。これらは学校だけで解決できるものではない。決して抱え込まず、要対協という多機関協働の枠組みの中で、学校ができる役割を担うことが重要である。

#### (2) 子供の学校生活を支援するための配慮

学校は、家庭の次に長い時間を過ごす生活の拠点である。学校は、家族で満たされなかった様々な課題への補償機能を持っている。それは身体的発育から心理発達、社会的発達に関するものまで多岐にわたる。家庭で食事が与えられず、学校の給食で命をつないでいる子供もいる。教職員を愛着の対象とし、安心して学校生活を送れたことで、損なわれた心的発達の回復がなされた子供もいる。学校生活の中で基本的な生活習慣を学ぶことのできた子供もいる。その逆に、虐待の影響による様々な問題を示すことで、教職員から叱られ、友達から疎まれる等、周囲への不信を更に強め、問題を悪化させる不幸なケースもある。子供の実態をよく理解し、学校で安心して過ごせるよう配慮することが必要である。

皆と同じような行動がとれないことのイライラ、些細なことに反応しての暴言や暴力、友達同士のトラブルなどを繰り返す子供に対しては、どのような場面でそうなるのかを把握し、その子供にとって対処できない刺激や活動はしばらく見送り、できることからスモールステップで、適切な行動へと粘り強く導くことである。休み時間は刺激が多く、苦手な時間である子供も少なくない。そのような子供には、教職員のそばに置いて、簡単な手伝いをして過ごすことなども有効である。激しく取り乱しているときは、その場から離して、落ち着けるよう促す。落ち着いたことを評価し、自分の心をコントロールできる力をつけるよう導くことが求められる。これらの手立てを通して、子供は学校生活を送りやすくなる。様々な支援をしてくれた教職員との信頼関係は、それまでの人生で損なわれたもろもろの課題を克服し、健全な育ちへと向かう大きな力となる。これらのことは社会的養護の子供たちにも当てはまる。

#### (3) 家族への支援

第3章で取り上げたりリスク要因は、家族の生活を困難にするものであり、こうした要因が重複することで子育ての負担は増し、子供への暴力などにつながる可能性を高めてしまう。要因は、「保護者の抱えたもの」「子供自身が抱えたもの」「家族全体が抱えたもの」に大きく分けられるが、支援すべき地域

が子育てを支援するように機能していない、あるいは子供や家族を排除するなど更に追い詰めるようであれば、地域の側にも要因があるとみなすべきである。

教職員は地域の支援者とともに、子供の養育の協力者として保護者と関係を築き、家族の抱えたりリスクの低減や消失に向け、協働して具体的な手立てを講じることが求められる。経済的な問題を抱えた家族に対しては経済的な支援を、食事が無い、掃除ができないなど基本的な生活がままならない家族に対しては、家庭訪問をして家庭の機能回復に向けた手立てが必要となる。孤立している保護者に対しては、母親サークルなど母親同士の集いの場を提供することは非常に意味がある。感情的に暴力をふるってしまう養育者に対しては、そうした危機的状況が生じやすい場面を把握し、虐待の引き金になる刺激や状況が回避できるような手立てを家族とともに考えることになる。あるいは養育者が興奮するなどして虐待に至る前に、すぐに助けを求められる支援者が存在することは、虐待を予防する補償要因となり得る。それは地域の支援者の場合もあれば教職員の場合もあり得る。

具体的な手立てを講じることで、要因が少しでも減ることは、子育ての状況が改善すると同時に生活がしやすくなる。保護者にも余裕が生まれ、それによって自らを振り返り、子育てや生活の在り方を改善させたい気持ちになれば、更に支援は有効に機能していく。子供と保護者が上手に関わっている場面などを評価し、より関係が改善するような働きかけは重要である。ケースによっては関係改善に向けた治療教育的手立ても有効である。また、夜眠れないなどの訴え等、自身の治療的ニーズを投げかけられたならば、地域の治療機関につなげ、治療を受けられるよう支えることである。これらの治療教育的手立ては、支援者と家族との信頼関係がベースとなる。それができていない段階で、治療や教育が必要などと家族に迫っても、被害感や不信感を強め、支援が立ち行かなくなる可能性をはらんでしまう。(表8)

#### (4) 性的虐待を受けた子供の保護者について

性的虐待のケースの場合、性的虐待の行為者である加害保護者に対しては、子供をそこから分離させ、再び接触させないといった対応が基本であるが、こうした措置を含め、加害保護者への対応は児童相談所が中心的役割を担う。一方、非加害保護者（性的加害をしていない保護者）への対応には十分に留意する必要がある。非加害保護者が加害保護者との関係を優先し、子供の訴えを否定する、あるいは子供を責めるなどの言動を行う場合と、加害保護者との関係を断ち切り、子供の側に立って性的被害からの回復に向けて手立てを講じる場合とで、子供の予後が大きく変わることが指摘されている。非加害保護者も苦しんでいることを十分に理解し、非加害保護者を責めずに支える姿勢が求められ、子供の回復に何が必要かを共に考えていくことが重要となる。この際にも学校だけで抱えるのではなく、児童相談所や要対協等の他機関との協働による支援が必要となる。

#### (5) 親権について

子供に対して父母等が有する、監護、教育、財産管理などの権限と責務を親権と呼び、民法に定められるものである。しかし、親権の行使が困難な場合や不適當であることで子供の利益を害する場合は、親権制限の手立てが制度上認められている。深刻な虐待ケースで、親権者の行為が子供の回復や成長に著しく悪影響をもたらす場合（医療を受けさせない、頻繁な性的加害がある等）に検討されるものである。親権制限の主なる制度として、親権喪失制度と親権停止制度が民法で認められている。両者ともに家庭裁判所の審判によるもので、前者は親権そのものを喪失させる制度で、後者は親権者としては変わらないものの、その権限と責務を一定期間（最大で2年間）停止させる制度である。両者ともに元の親権者に代わって親権を行使する別の職務代行者が選任されることになる。

表8 家族と子供への支援（要保護児童対策地域協議会として）※は特に学校が担える支援内容

生活環境の調整	
※家族の孤立の緩和	保護者の周りに支持的な関係を回復、構築する。 例) 夫婦の協力関係、担任との協力関係、親支援グループにつなげる 等
家族の抱えたリスクの軽減	経済的負担、育児負担などを緩和し、健康的で基本的な生活が送れるよう支える。 例) 生活保護の受給、養育訪問事業の利用 等
※子供の居場所づくり	子供が通う学校での生活が子供に安心を与え、心の回復と健全な育ちが保障されるようにする。例) 個別的なかかわり、無理のない日課や課題の提供 等
危機的状況への対応	
危機的状況の回避	親子が衝突し虐待が発生しないよう、危機的な状況で連絡し、助けを求められる関係を作る。例) いら立った時に、近所に住む主任児童委員等に電話をして気持ちを静める 等
興奮の鎮静	興奮したり混乱したりしたときに、それを鎮める方法を見つける。例) 深呼吸、5つ数える、隣室に行く 等
子供との関係調整	
※肯定的交流の評価	親子ともに楽しいことやうれしいことを生活に織り込む。親子が安定してかわれる場面を見だし、評価する。例) 一緒に食事をする、一緒に映画を見て感動した等への評価
※相互理解の促進	支援者が間に入り、お互いの気持ちを理解し代弁する。親子が互いの気持ちを伝えられるようになる。例) 親子同席面接 等
治療・教育の提供	母子関係調整を目的とした治療的手立て、暴力に頼らない子供への接し方を学ぶ。例) 母子合同治療、各種のペアレンティング技法等が提供できる機関につなげる 等
個別の治療教育的アプローチ	
※子供に対するもの	楽しいことや傷ついたことを傾聴し、困ったことや願いを受け止め、手立てを共に考える。例) カウンセリング、心理教育、心理療法、精神科治療等につなげる 等
親に対するもの	親子関係の振り返り、親の悩みや困っていることなどを受け止め、手立てを共に考える。例) 精神医学的治療、心理療法、カウンセリング 等

## 2 社会的養護と学校の役割

### (1) 社会的養護の子供の学校生活を支えるために

里親、グループホーム、児童養護施設及び母子生活支援施設で暮らす就学年齢の子供は、その地域の学校に通うことになる。情緒障害児短期治療施設と児童自立支援施設の多くは、施設内に公教育が導入され、施設の中で学校生活が営まれる。社会的養護の子供の学校生活を支えるためには、子供が暮らす施設職員や里親との十分な連携のもと、個々の子供の理解を共有しておくことが必要である。学校では落ち着いているが、施設では一転日々トラブルを繰り返す子供、あるいはその逆の子供もいる。両者が十分に情報を伝え合い、子供の理解に努め、適切な手立てを共に検討することが求められる。朝夕の申し送り（それぞれがその日の様子を伝え合う）を設定することは情報の共有のためには有効である。学校が所在する地域の児童養護施設や母子生活支援施設など事前見学するなどして、子供の具体的な暮ら

---

しのイメージをつかんでおくことや、適宜両者が共同でケース検討会を実施することは非常に有益である。

## (2) 性的被害を受けた子供について

性的虐待を受けた場合、加害者が家庭にとどまる限りは、原則として家族のもとに戻すことはせず、社会的養護ケースとなる。性被害を受けた子供に特有の行動（第5章参照）を十分に理解しておくことが重要である。性的虐待（性被害）の再現性から、学校生活の中で他人から再び性被害を受けてしまう危険性もある。施設職員や児童相談所との協議の上、適切に対応することが求められる。

また、施設入所後に過去の性的虐待（性被害）を訴える場合もある。確認の在り方については第4、5章を参照に行うとともに、速やかに施設と児童相談所に伝えることが重要である。

## (3) 社会的養護の子供たちの共通する課題

社会的養護の子供には共通した課題がある。それは虐待を受け里親や施設で暮らさざるを得なかった悲しい現実を抱えているということである。深刻な虐待を受けていても家庭から離れることを望む子供はほとんどいない。普通の子供たちと同じように家庭で暮らしたいと願っている。ゆえに自分の生い立ちや置かれた境遇に対して、言葉にならない負い目や強い劣等感、更には失望を抱いている子供がほとんどである。特に自分を強く意識し始める思春期にこの傾向は強まる。また、今の親が本当の親ではなかった等、秘密にされていた事柄が、子供に伝えられたことで存在の根幹が揺らぎ、不安定になる子供もいる。

辛辣な過去からの現実の前に、「愛されずに捨てられた自分」などと卑下し、不登校や非行に走る子供もいる。自暴自棄となって危険な行動にはしる子供もいる。思春期に様々な問題を生じ始める子供の心の背景に、こうした気持ちが潜んでいることを、教職員が十分に理解することが必要である。学校での居場所を見だし、子供の成長を積極的に認めることである。例えば、こつこつと高跳びの練習に取り組み今までよりも高いバーを跳べた達成感、時間をかけて工作をし完成した作品への感動、草木を育てやがて花や実がなったときの喜びを教職員と共有することは大きな意味がある。小さなことのように見えるが、こんな自分でも手間暇をかければこんなことができたという確かな手ごたえをつかむ体験となり、希望を失いがちな子供の心を前に向けさせる。子供自身が自尊感情を高め、未来へと希望を見いだせるよう学校と施設や里親が一緒になって支え続けることが必要である。



## 第7章 学校における虐待の予防と再発防止

### 1 虐待予防のための教育の必要性

児童虐待の防止等に関する法律では、学校及び教職員に対して、児童虐待の早期発見に努めることや、児童虐待の防止のための児童への教育に努めること等が規定されている。(第5条)

そのため、児童生徒に対して、虐待を受けたときにはできるだけ早く周囲の人に相談し、支援を求めることが大切であることや暴力から身を守ることの必要性を集団及び個別に指導することが重要である。また、虐待を受けた児童やその友達からの相談によって虐待を発見する事例もあることから、支援を必要とする児童生徒が相談できる保健室の雰囲気づくり、児童生徒が安心して相談し過ごせる居場所づくりが大切である。

なお、幼少期に虐待を受けて育つと、虐待が次の世代に引き継がれるおそれもあるため、児童生徒が将来親になることを見据えた虐待予防に関する教育の取組が必要となる。

### 2 子供たちにつけたい力

児童生徒を虐待から守るために、以下のような虐待をはねのける「力」を身につけさせたい。

- (1) 生命を尊重し、自分も他者も大切な存在だと認識する力（自尊感情）
- (2) 置かれている状況について正しく理解し、不当な扱いに気付ける力（人権意識）
- (3) 周囲の人に相談したり、嫌だと感じたことを訴えたりする力（コミュニケーション能力）

### 3 健康相談

児童生徒と一緒に心身の健康問題を解決していく過程で、「自分の体を守ること」「困っているときに相談できる場所・人がいること」について理解を深めさせながら、健康相談を実施することにより、児童生徒が自分自身で解決しようとする人間的な成長につながる。

#### <健康相談と保健指導>

健康相談と保健指導は、明確に切り分けられるものではなく、相互に関連して展開されているものである。

健康相談の目的は、児童生徒の心身の健康問題について、児童生徒や保護者等に対して、関係者が連携し相談等を通して問題の解決を図り、学校生活によりよく適応していけるように支援していくことである。具体的には、児童生徒・保護者等からの相談や健康観察や保健室での対応等から虐待を疑い、健康相談が必要と判断された児童生徒に対し、心身の健康問題の背景（問題の本質）にあるものを的確にとらえ、相談等を通して支援することである。また、一对一の相談に限定されるものではなく、関係者の連携のもと教育活動のあらゆる機会を捉えて、健康相談における配慮が生かされるようにするものである。

保健指導は、学校保健安全法等の一部を改正する法律の公布について（通知）（平成20年7月9日付け20文科第522号）では、「健康相談や担任等の行う日常的な健康観察等による児童生徒等の健康状態の把握、健康上の問題があると認められる児童生徒等に対する指導や保護者に対する助言を保健指導として位置付け、養護教諭を中心として関係教職員の協力の下で実施されるべきことを明確に規定したものである。」としていることから、児童生徒・保護者等に必要な指導・助言を積極的に行うものである。

「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」平成23年 文部科学省一部改変

## 健康相談 事例1

実母に虐待を受けたことから愛着障害になった男子生徒：中学校

【事例の概要】	
<p>虐待のため児童養護施設に入所した生徒が中学校へ転校してきた。生徒は、実母に虐待を受けていたことから、愛着障害があり精神的に不安定な状態であった。入学当初はおとなしくしていたが、しだいに教職員や他の生徒に暴言を吐くようになり、学級担任をはじめ関係職員が生徒の対応に疲弊していた。</p>	
(1) 問題の背景の把握	<p>校長は、養護施設の指導員を交えた校内委員会で支援検討会議（事例検討会）を開催し、以下の点について学校全体で共通理解を図った。</p> <p>①この生徒にみられる問題行動の多くは、虐待を受けた生徒に起きやすい他人への不信感、不安・警戒心や防衛反応に由来すること</p> <p>②しばらくは荒れる状況が続くことが予測されること</p> <p>③生徒が学校に対する不安感を取り除くことで精神状態は落ち着いてくること</p>
(2) 支援方針	<p>1 スクールカウンセラーによる全教職員対象の虐待に関する研修会の開催</p> <p>2 支援検討会議を定期的で開催（メンバー：校長、学年主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、スクールカウンセラー）</p> <p>○以下のような支援方針の決定し、学校全体で組織的に取り組んだ。</p> <p>①教職員は生徒の姿を見かけたら必ず声をかける。</p> <p>②生徒の小さな成果を見逃さず、褒める。</p> <p>③生徒の挑発的言動に対しては、感情的になることなく、冷静かつ穏やかな口調でルールを分かりやすく伝えて一緒に守るよう促す。</p> <p>④生徒にできるだけ自分の感情を言語化させるようにし（例えば、「無視されたと感じた」「えこひいきされた」と思い腹が立った）、教職員はそれに耳を傾ける姿勢を示す。</p> <p>⑤生徒が感情を制御できないときは、約束の時間内であれば保健室を利用して良いことにする。</p> <p>⑥週に1度、1時間、スクールカウンセラーと面接する。</p> <p>⑦学校内で緊密な情報交換を毎日行うとともに、学級担任が養護施設の指導員と定期的連絡を取り合い、関係教職員が生徒の全体像の把握に努める。</p> <p>3 生徒への対応に疲弊している教職員に対しては、情報交換する場を定期的に設け、チームが連携して一貫した対応をとることの重要性を確認。お互いの労をねぎらいながら教職員自身の不安やストレスを軽減することで次の目標に向かう意欲を高め合った。</p>
(3) 支援経過	<p>○生徒の挑発的態度は少しずつやわらぎ、学習への取組がみられるようになった。</p> <p>○教職員や他の生徒に対する言葉も随分穏やかになり、挨拶をするようになった。</p> <p>○時々、保健室を訪れて養護教諭に甘える場面がみられるようになった。また、保健室利用のルールを守ろうと努力している様子がうかがわれた。</p> <p>○話のできる状況になったと養護教諭は判断し、定期的に生徒の話聞く機会を設けた。</p> <p>○本人の言動や態度が穏やかに落ち着いてきたことにより、周囲の生徒から避けられなくなり、養護施設での様子も落ち着いてきた。</p>
(4) まとめ	<p>実母から虐待を受け、愛着障害のある生徒であった。他人への不信感、不安・警戒心や防衛反応から、甘えたいのに素直に甘えることができず、優しく接してくれているのに腹を立てたり暴言を吐いたりして、精神的な安定が保てない状況であった。校内研修で虐待による障害について全職員で理解を深め、共通認識の下、養護施設の指導員と連携し、学校全体で対応を統一して取り組んだことから生徒に変化がみられるようになり改善していった。</p>
参考	<p>虐待の影響の現れ方は、一般に周囲に対して強い不安・警戒感や被害感を身に付けていることが多い。虐待のトラウマによりPTSDを発症しているケースも稀ではない。そのため、身の回りで起きることを自分への攻撃や無視であると誤解し、乱暴に振る舞うことや、他人からみると些細な出来事がトラウマを連想さ</p>

せ、突然泣き出したり暴れたりすることなどがある。また、不安を解消するために周囲を混乱させたり、他人と交流したいが関わり方が分からず、横暴に接してしまったりすることがある。これらの被虐待児特有の心理状態を十分理解した上で教職員は健康相談に当たることが大切であり、PTSDが疑われるときには児童精神科の専門医と相談する必要がある。

「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」平成23年文部科学省 一部改変

## 健康相談 事例2

### 家に帰りたがらない理由が性的虐待であった女子生徒：高等学校

【事例の概要】	
<p>入学以降、遅刻や欠席が目立つため担任が保護者に連絡を試みるが、連絡が取れずにいた。授業中は、真面目に取り組んでいたが、宿題や予習などはほとんどしてこなかった。中間テストも特に不得意科目の点数が悪く、自宅での学習が足りないと担任は考えていた。部活動には所属しておらず、特定の男女8名程と一緒に楽しそうに行動している場面を見かけていたが、時々暗い表情をしていることが気になっていた。</p>	
(1) 問題の背景の把握	<p>1 ホームルーム担任の情報把握（保護者・本人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者に何度か連絡していたが6月に初めて母親に連絡が取れた。</li> <li>○母親は子供が4月下旬から家に帰らず、学校にも登校していないとわかっていたが、心配している様子は感じられなかった。</li> <li>○生徒は「友達の家に行っていた。学校にも行くし、自宅にも帰る。」と答えたが、家庭のことは話したがらなかった。</li> </ul> <p>2 養護教諭が健康相談を実施し、情報把握（本人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「家には帰りたくない。入学式は祖父母が来てくれた」と語り、急に震え泣き出した。</li> <li>○小学3年から父親の性的虐待を受け、5年のころ、母親に打ち明けたが怒られた。</li> <li>○自分の部屋にこもることで虐待から逃れ、忘れるようにしていた。</li> <li>○中学2年のころから母親が妹には食事の準備をしても、自分には作ってくれなかったり、無視されたりしたため、友達や祖父母のところに行くことが増えた。</li> </ul> <p>3 ホームルーム担任と養護教諭の情報を管理職に報告し、すぐに関係者会議で協議した。</p>
(2) 支援方針	<p>1 校内支援会議開催し、対応を協議（メンバー：校長、学年主任、生徒指導主任、ホームルーム担任、養護教諭、スクールカウンセラー）等）</p> <p>2 児童相談所に通告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○以下のような支援方針を決定し、学校全体で組織的に取り組んだ。</li> <li>①生徒に通告の説得と児童相談所との連携についての説明。</li> <li>②「よく話してくれたね」「あなたは悪くない」「あなたを支えるのに協力してくれる人がいる」ことを伝える。</li> <li>③受容的態度で、生徒に寄り添い、話しやすい環境をつくる。</li> <li>④生徒が虐待について話した内容をそのまま記録する。</li> <li>⑤校内支援会議での情報の共有を行う。</li> <li>⑥医療機関受診が必要な場合は、関係機関に連絡をとる。</li> </ul>
(3) 支援経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒の話から、生徒にとって祖父母の存在が大きいと考えられた。</li> <li>○状況を改善するために適切な機関に助けをを求めることを生徒に説明する。</li> <li>○管理職から児童相談所に通告すると同時に、児童相談所を交えた関係者による校内支援会議を持ち、今後の方針について協議する。</li> <li>○生徒の対応は、ホームルーム担任と養護教諭、児童相談所との窓口は養護教諭とした。</li> <li>○児童相談所の精神科医や臨床心理士との面接を実施する。</li> <li>○児童相談所での保護者や祖父母の面接が進み、生徒の状況改善に向かって協議した。</li> <li>○生徒の学校生活が安定するように、ホームルーム担任は学習の支援、養護教諭は心のケアと役割分担をして支援を行った。</li> </ul>

まとめ (4)	父親からの性的虐待と母親からの心理的虐待とネグレクトがあり、高校に入学するまで子供なりに耐えていた。高校に入学し、状況を変えようと家出をしたことから、性的虐待を打ち明けることができ、解決に向けての支援が開始された事例であった。
参考	性的虐待の発見は難しいことが多いが、家を嫌がったり男性を避けたりする等の行動が見られた場合、その可能性に留意する必要がある。また、性的虐待は、女子だけではなく、男子にも起こることを理解しておく必要がある。

「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」平成20年文部科学省 一部改変

#### 4 特別活動における保健指導例

特別活動において、虐待予防に関する保健指導を行う場合は、事前事後の指導として「道徳」の時間に家族愛を主題とする内容の学習を行うことや、「技術・家庭」「家庭基礎」「家庭総合」の中で家族や家庭生活の関わりについて学び、協力し合って家庭を築く態度を養っておくことが必要である。

保健指導例1 「きもちとからだ」：小学校 学級活動(2)カ	
準備物	ワークシート「きもちとからだ」
(1) ねらい	①いやな気持ちになる体験をしたときの心や体の変化に気付く。 ②心や体の変化には個人差があることを理解する。 ③いやな気持ちになる体験をしたときは自分の中にしまいこんでしまうのではなく、周りの大人に伝えることの大切さを理解する。
(2) 指導計画 T1：学級担任 T2：養護教諭	①ワークシート「きもちとからだ」を使用し、いやな気持ちになる体験をした時、どんな気持ちだったか、体にどんな変化があったかについて考える。(T1) ②グループでいやな気持ちになる体験をした時の心や体の変化を発表しあう。(T1) ③養護教諭から保健室での同学年の友達の様子を聞き、いやな気持ちになる体験をしたときの心や体の変化は人それぞれに違うことを理解する。(T2) ④担任の先生に話すことや保健室に話に来ることも対処方法の一つであることを理解する(T2) ⑤周りの大人に自分の気持ちを伝えることが大切であることや、一人の大人がわかってくれなくても、必ず自分の気持ちを聴いてくれる大人に出会うまであきらめずに話すことの大切さを理解する。(T1)
(3) 指導上の留意点	養護教諭 ○気持ちを話すことができたとき、特に「さびしい」「怖い」「悲しい」などの感情に対する体の変化を話せたときは、「大切な感情だね」「よく言ってくれたね」「話せたことは大切なことだよ」「いやな気持ちのときは保健室に話に来ていいですよ」と、個別的な支援の導入につなげる。
	学級担任 ○事前に生活記録等から、問題のある児童生徒をピックアップする。 ○相談しやすい学級環境を整える。 ○養護教諭との連携により、授業を進める。 ○集団の保健指導を、個別の保健指導につなげる。
(4) 評価	○いやな気持ちになる体験をしたときは、心と体に変化があることが理解できたか。 ○人それぞれに感じ方が違うことが理解できたか。 ○周りの大人に自分の気持ちを伝えることが大切であることが理解できたか。 ○自分の体を守ることの大切さを実感することができたか。

ワークシート

## きもちとからだ

名前

- 1 あなたは「いやな気持ち」になったとき、次のような心やからだの変化がありますか。自分にあてはまることに○をしましょう。

- |                |                                 |
|----------------|---------------------------------|
| ・悲しくなった        | ・おなか <sup>いた</sup> が痛くなった       |
| ・こわくなった        | ・あたま <sup>いた</sup> が痛くなった       |
| ・泣きたくなった       | ・心ぞうがドキドキした                     |
| ・さびしくなった       | ・ごはんを食べることができなくなった              |
| ・腹が立った         | ・手や足がふるえた                       |
| ・自分が小さくなる感じがした | ・手のひらにあせをかいた                    |
| ・いらいらした        | ・のどがかわいた                        |
| ・むかついた         | ・耳が聞こえなくなった                     |
| ・だれかにあたりたくなった  | ・歩けなくなった                        |
| ・なにも考えられなくなった  | ・おしっこが近くなった                     |
| ・考えるのがいやになった   | ・夜、ねむれなくなった                     |
| ・どうでもいいと思った    | ・夜、へん <sup>ゆめ</sup> な夢をみるようになった |
| ・そのほか          |                                 |

保健指導例 2 「これは、いいこと？」 中学校 学級活動 (2) キ		
準備物	ワークシート「これはいいこと？」	
(1) ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童虐待について理解する。</li> <li>○自分が嫌だと思ったときどのような行動をとったらよいか考えることができる。</li> </ul>	
(2) 指導計画 T 1: 学級担任 T 2: 養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ワークシート (1) の事例が「あっていいこと」「あってはいけないこと」「どちらともいえない」のうちどれに当てはまるか考え、自分だったらどう対応するか記入する。(T 1)</li> <li>②友達の考えとその理由を聞き自分はどうかグループごとに話し合う。(T 1)</li> <li>③話し合いの結果を発表する。(T 1)</li> <li>④虐待について知り、嫌だと思ふ気持ちを持っていいことや、虐待をうけた者は悪くないこと、虐待から逃れるために行動することが必要あること、虐待は心や体に様々な症状となって現れることを理解する。(T 2)</li> <li>⑤ワークシート (2) 自分や家族にとってより良い解決方法は何かを考える。(T 1)</li> </ul>	
(3) 指導内容及び指導者の役割	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>○グループの話し合いの様子をもとに、虐待について説明する。</li> <li>○嫌だと思ふ気持ちを大切に、「逃げる」「誰かに相談する」「助けを求めて他の機関に伝える」「解決方法を考える」など行動することの大切さを伝える。</li> <li>○虐待により様々な心身の症状が現れることを説明する。</li> <li>○困ったときは保健室に来て、相談していいことを伝える。</li> </ul>
	学級担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ワークシートを使ってそれぞれ「あっていいこと」「あってはいけないこと」「どちらともいえない」に分類させる。</li> <li>○周りの大人に自分の気持ちを伝えることが大切であることや、一人の大人がわかってくれなくても、必ず自分の気持ちを聞いてくれる大人に出会うまであきらめずに話すことの大切さを伝える。</li> <li>○事前に生活記録等から、支援が必要な生徒をピックアップする。</li> <li>○養護教諭との連携により、授業を進める。</li> <li>○集団の保健指導を、個別の保健指導につなげる。</li> </ul>
(4) 評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童虐待について理解できたか。</li> <li>○自分が嫌だと思ったときどのような行動をとったらよいか意思決定ができたか。</li> <li>○周りの大人に自分の気持ちを伝えることが大切であることが理解できたか。</li> <li>○自分の体を守ることの大切さを実感することができたか。</li> </ul>	

☆この指導は児童虐待例を扱うので、虐待を受けている疑いのある生徒がいる場合は、指導を実施するに当たっての配慮を要する。

ワークシート

## これは、いいこと？

名前

- 1 次の文を読んで○（あっていいこと）、×（あってはいけないこと）、△（どちらともいえない）のうちひとつ選んで○をつけましょう。また、そう考えた理由を書きましょう。

1	○・×・△	Aさんのお父さんは、お酒を飲むと、何もしていないのに、どなったり、殴 <sup>なぐ</sup> ったり、けったりすることがある。
	理 由	

2	○・×・△	Aさんのお母さんは、食事を作ってくれないことがあり、食事を作っても、いいと言うまで食べてはいけないと言う。
	理 由	

3	○・×・△	Aさんのお母さんは、機嫌が悪いと、「あんたなんか産まなければよかった。」と言う。
	理 由	

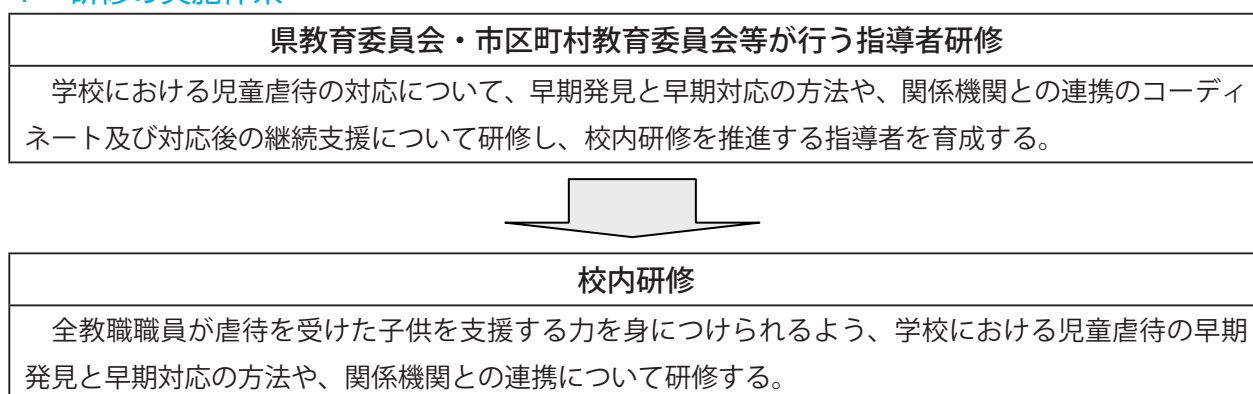
4	○・×・△	Aさんのおじいさんは、「やめて！」と言っても、腕をつかみ、顔を近づけてほおずりしたり、キスしたりする。
	理 由	

- 2 もし自分がAさんだったら、どうしますか？

## 第8章 児童虐待対応に関する研修

虐待という過酷な家庭環境におかれた子供たちにとって、学校は安心できる居場所となり、同時に様々な負の影響からの回復や修正に向けた教育的援助は、子供たちのその後の人生を左右する重要な意味を持っている。学校は「寄り添い続けてくれる信頼できる新たな大人との出会い」の場であり、教職員は信頼できる大人となり、子供に向き合うことが求められる。

### 1 研修の実施体系



### 2 研修の視点

児童虐待に適切に対応するために、教職員は次の視点での研修を行う。

#### ① 虐待に気付く 「何かおかしいな」 子供の変化に気付く

児童虐待の要因と背景、虐待の種類と子供への影響を理解し、虐待に速やかに気付くための「早期発見」について研修する。

#### ② 校内外で支える 一人で悩まず、支援チームで介入する

初期対応によりその後の展開が大きく左右される。虐待対応の流れを理解し、支援チームによる家庭等へ「早期介入」について研修する。その際、記録の方法、虐待を受けている子供への接し方、虐待をしている親への接し方や家庭訪問の仕方について理解しておくことが必要である。

#### ③ 関係機関とつなげる 地域の関係機関と連携する

関係機関の役割を理解し、効果的な連携の在り方について研修する。

#### ④ 支援を続ける 継続した支援を行い、虐待の予防、再発に取り組む

虐待を受けた子供の心身のケアや家族関係の修正に向けた「治療教育的援助」について研修する。なお、虐待に対応する教職員の心のケアも重要である。



### 3 研修内容

#### (1) 県教育委員会・市区町村教育委員会等が行う指導者研修例

##### 「学校における児童虐待対応 一求められる児童虐待への対応一」

- ① ねらい 学校における児童虐待への対応について、早期発見と早期対応の方法や関係機関との連携のコーディネート及び対応後の継続支援について研修し、校内研修を推進する指導者を育成する。
- ② 指導者 学識経験者
- ③ 事前準備 パソコン・プロジェクター・拡大投影器・ワークシート等  
事例：2種類（\*1）事例Ⅰ 「4つの視点による研修」  
【「通告まで」場面1・2 「通告後」場面3・4】  
事例Ⅱ 「生徒の性的被虐待を知った場合の事例」
- ④ 研修時間 3時間（途中の15分休憩を含む）
- ⑤ 研修の流れ

研修時間	研修方法	研修内容
20分	講義 Ⅰ 日本の現状	①日本の児童虐待の現状を理解する。 ②通告と通告後の支援の流れを理解する。
40分	演習 Ⅱ 虐待の気付き	③事例Ⅰの「通告まで」場面1・2を読み、グループごとに虐待の早期発見について考える。 ・虐待を疑う部分はどこか。 ・この家庭で何が起こっていたのか。 ・この他、虐待が疑われる子供の変化にはどのような変化があるか。等 ④代表グループが検討内容を発表する。 ⑤講師から発表についての助言を聞く。 ⑥事例Ⅰの「通告後」場面3・4を読み、通告後の実際を知り、気付きと仮説を立てる必要性を理解する。
30分	講義 Ⅲ 家族を知る・理解する	⑦虐待発生のリスクを理解する。 ⑧家族の抱える課題や虐待が発生しやすい状況を理解する。（貧困・居住環境・価値観等）
休憩 15分		
30分	演習 Ⅳ 子供の課題の理解と支援方針	⑨事例Ⅱを読み、グループごとに虐待の早期対応を考える。 ・この家庭で何が起こっていたのか。 ・「絶対に言わないで」という訴えにどう対応するか。 ・誰にどんな支援が必要か。 ⑩代表グループが検討内容を発表する。 ⑪講師から発表についての助言を聞く。 ⑫事例Ⅱのその後の経過や対応のポイント等について知り、継続した支援や対応の必要性を理解する。
40分	講義 Ⅴ 家族も含めた総合的な支援	⑬虐待の心身にもたらす影響を理解する。 ⑭子供の支援の方針の視点（支援の内容）を理解する。 ⑮要保護児童対策地域協議会について理解する。 ⑯支援プランと役割分担の設定について理解する。 ⑰虐待に対応する教職員の心のケアを理解する
5分	まとめ	⑱虐待事例検討の終了を確認する。（*2）

#### 【留意点】

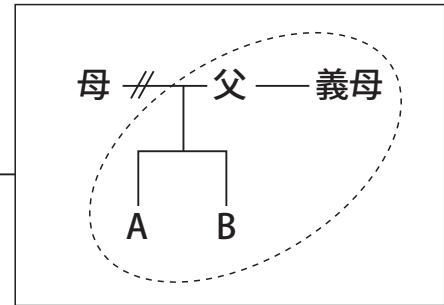
- \*1 事例については講師と事前の打合わせを行う。（事例の内容、受講者への提示の方法、回収等）
- \*2 研修参加者の心のケアについて配慮する。研修の最後に、グループ内でのシェアリングや、ボディワーク等を行い、事例検討研修の終了を確認し、内容を引きずらないように配慮する。

⑥ 研修事例

事例Ⅰ「4つの視点による研修」

「通告まで」

場面1 虐待に気付く



Aが小学校5年生のとき、Aの実父と義母が同居を始め、Aと弟のBは、父方祖父母宅に預けられた。

Aが中学に入学するのを機に、実父宅に引き取られ、実父と義母とAの同居が始まった。中学1年生当時のAは、学年代表を務めるなど元気に学校生活を送っていた。

Aが中学校2年の4月に、弟のBも中学入学を機に実父宅に引き取られたが、Bは同級生に「御飯を食べさせてもらえない」と話した。Bは、7月から不登校となる。

同じ頃、A宅の近所では子供の泣き叫ぶ声が聞かれるようになった。Aが中学校2年生の9月に2週間学校を休む。心配した友達が自宅を訪ねたが、Aに会うことはできなかった。

(事例場面2に続く・・・)

上記の事例場面をもとにグループで話し合しましょう。

- ① この事例で、虐待を疑う部分はどこですか。
- ② この家族にどんなことが起こっていると予測しますか。
- ③ 虐待が疑われる子供の変化には、事例の他どのようなことがありますか。

場面2 校内外で支える

二学期、Aは再び登校できるようになったが、急激にやせたようにみえた。学級担任は心配してAに家での様子を尋ねるが、Aは「大丈夫」しか答えなかった。その後、数日登校したが、10月からは全く学校に来なくなってしまった。

学級担任は心配し、繰り返し家庭訪問するが、父親から「体調が悪いので休ませている」という説明を受けただけで、一度もAに会うことができなかった。父親にAに会わせてほしいと依頼すると、「虐待しているから会わせないと思っているのか」とすざませ、追い返された。

学級担任はAの状況を教頭に相談し、校長は児童相談所へ相談を検討した。校内では支援チームを設置し対応することになった。

(事例場面3に続く・・・)

上記の事例場面をもとにグループで話し合しましょう。

- ① 児童相談所への通告はどのように行いますか。
- ② 支援チームは、どのようなメンバーで構成しますか。(各校の実態に合わせて)
- ③ 支援チームで、家庭訪問以外に行わなければならないことは何ですか。
- ④ 家庭訪問の際に観察するポイントは何ですか。
- ⑤ 児童相談所以外、相談や協力を求める機関として考えられるところはどこですか。

## 事例Ⅰ「4つの視点による研修」

## 「通告後」

## 場面3 関係機関とつなげる

児童相談所と連絡を取ると、実父から弟Bの非行問題で児童相談所に相談があったことがわかった。弟Bの非行が表面化し、実父が施設入所を希望して相談をしてきたとのことだった。そこで、学校から兄のAが長期欠席をしていて、家庭訪問をしても会えないとAの様子を話した。これを機に、学校と児童相談所と保護者の話合いが、2回（12月と2月）計画されたが、実父から体調不良を理由にキャンセルの連絡があり、話合いをすることはできなかった。

（事例場面4に続く・・・）

上記の事例場面をもとにグループで話し合しましょう。

- ① この家族にどんなことが起こっていると予測しますか。
- ② 「学校」がしなければならないことは何ですか。
- ③ つながる関係機関にはどのような機関がありますか。（地域の実態に合わせて）

## 場面4 支援を続ける

児童相談所は、その後、弟Bの問題で義母に連絡を取り、義母は弟を連れて、児童相談所に2回来所し、相談を行った。その折児童福祉司がAのことを聞くと、義母は「登校してはいないが歩いている」と答えた。その後、弟Bは家出して実母の元に引き取られ、実母が実父に対して、Aを引き取りたいと希望するが、Aが拒否したとの理由で実現しなかった。Aの不登校は続く。

上記の事例場面をもとにグループで話し合しましょう。

- ① 不登校の続くAにどのようなことが起こっていると予測しますか。
- ② 児童相談所と学校は、どのように連携していけばいいでしょうか。
- ③ どのような初期対応を行ってれば、結果が違ってくると思いますか
- ④ 虐待の未然防止や早期発見のために、学校はどんなことができますか。

【事例の解説】 この事例は実際にあった事件をもとに創作した仮想事例である。

現実の事件では場面4の後、Aが中学校3年生の11月の早朝、A宅から119番通報が入る。駆けつけた救急隊員が見たAは、年齢からは想像もできないほどに小柄で、異常に痩せており、意識不明、自発呼吸もほとんどできない状態であった。緊急搬送された病院では、「ほぼ心肺停止状態に近い」と判断され、蘇生処置が実施された。

その後、監察医による被害者鑑定が実施された。鑑定結果では、「3か月近い絶食、又はそれに準じる絶食状態にあった」とされ、更に病院の診療記録や警察から提供された供述調書なども検討した結果、Aは「被虐待児症候群」であり、虐待者の行為は「極めて悪質で殺人的行為である」とし、実父と義母が実刑を受けた。

## 事例Ⅱ 生徒の性的被虐待を知った場合の事例

高校2年生の女子生徒Aは、幼いころ両親が離婚し、母親と二人で暮らしていたが、1年ほど前に母親が再婚し、現在は義父と3人で生活している。

Aの成績は上位で、クラスのムードメーカーで友達も多い明るい生徒だったが、最近、元気が無く、成績も低下してきた。授業中もぼーっとしていることが多く、休み時間は一人でいることが多い。

ある日、「寝不足で眠くて、授業中に寝そうだから、休ませてください」と保健室を訪れた。ベッドに横になったAに「最近、元気がないみたいだけど、何かあったの?」と聞くと、Aは「実は、3か月ぐらい前から、母親のいないときに、義父から体をさわられる」「でも、このことは、親に言うとう心配するから絶対に誰にも言わないでほしい」と泣きながら話した。

上記の事例場面をもとにグループで話し合しましょう。

- ① この家庭で何が起こっていると予測しますか。
- ② 「絶対に言わないで」という訴えにどう対応しますか。
- ③ 誰にどんな支援が必要ですか。
- ④ 学級（ホームルーム）担任が男性の場合、女性の場合でどんな連携が必要ですか。
- ⑤ 初期対応として行わなければならないことはどんなことですか。

性的虐待を疑う場合は、学級（ホームルーム）担任が男性か女性かで、この生徒への対応の仕方は変わってくるので、支援チームの構成メンバーを考える際に配慮をしたい。

性的虐待を受けている場合、初期対応が重要である。（P. 33 参照）また、「秘密にして」という場合が多いが、そのままにしておくことは、更に被害を受け続け、心身に深刻なダメージを残す可能性が大きい問題であることを十分に認識し、虐待から子供を守る手立てを講じる必要がある。このケースでは、生徒自ら話をしているが、虐待を受けた子供の多くが、羞恥心や罪悪感、又は家庭を壊してしまうかもしれないという不安などが重なって自分からは言いだせないものと認識しておくべきである。

このケースは、明らかな性的虐待であり、通告することは当然だが、心の回復を図るために、「これ以上、あなたにつらい思いをさせたくない」「あなたには幸せになる権利がある」ことなどを根気強く伝え、「あなたのケースは、とても深刻である。あなたを守るためには、児童相談所や精神保健福祉センターなどに相談することが必要である」などと、通告について可能な限り納得を得ることが必要である。

性的虐待の場合、加害者と離れて暮らすことが原則となる。その上で、児童相談所や治療機関と連携しながら、子供の精神的ケアと具体的な援助を進めることが必要となる。

## (2) 児童虐待に関する教職員向けの研修内容の例

研修カテゴリー	研修内容
児童虐待対応の基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童虐待とは</li> <li>・ 児童虐待の現状について</li> <li>・ 児童虐待防止に関する法律</li> <li>・ 児童虐待対応の制度</li> <li>・ 子供の権利擁護と人権侵害</li> <li>・ ネグレクトについて</li> <li>・ 性的虐待について</li> <li>・ 特殊な虐待について</li> <li>・ 医療ネグレクト</li> <li>・ ミュンヒハウゼン症候群 等</li> </ul>
虐待の影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体的外傷</li> <li>・ 身体的発育への影響</li> <li>・ 心的発達への影響</li> <li>・ 愛着障害</li> <li>・ 心的外傷体験とその影響（PTSD）</li> <li>・ 性的虐待の影響</li> <li>・ 基本的生活習慣上の課題</li> <li>・ 解離について</li> <li>・ 精神的症状や問題行動</li> <li>・ 児童虐待と非行</li> <li>・ 児童虐待と発達障害</li> <li>・ 児童虐待といじめ</li> <li>・ 児童虐待と不登校</li> <li>・ その他</li> </ul>
被虐待児への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待の気付きと確認</li> <li>・ 初期対応における学校の役割（通告から介入まで）</li> <li>・ 子供のアセスメント</li> <li>・ 子供の学校生活を支えるための視点</li> <li>・ 虐待の後遺症からの回復に向けた学校の役割</li> <li>・ チームアプローチの理解</li> <li>・ 対応する教職員のサポート</li> </ul>
保護者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待に至った家族の理解</li> <li>・ 家庭の機能不全と虐待</li> <li>・ 保護者の精神疾患</li> <li>・ 貧困について</li> <li>・ 虐待のリスクアセスメント</li> <li>・ 家庭訪問</li> <li>・ 親子関係調整の手立て</li> <li>・ 家族の子供観、養育観</li> </ul>
機関連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談所の役割と協働</li> <li>・ 要保護児童対策地域協議会の役割と参加</li> <li>・ 社会的養護について</li> <li>・ 児童福祉施設の役割と協働</li> <li>・ 里親の役割と協働</li> <li>・ 医療機関との協働</li> <li>・ 多分野協働における学校の役割</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員のメンタルケア</li> </ul>

**【虐待に対応する教職員の心のケア】**

虐待を受けた親や子供の支援に当たる教職員は、ストレスを受けたり、心身ともに追い詰められ疲労感や無力感をもったりすることがある。一人で対応するのではなく連携した支援を行うとともに、教職員同士が支援の状況を共有し、支え合う関係をつくる必要がある。また、改善の様子がみられないのは自分の力不足と考えてしまう教職員もいるので、周囲に助けを求められる環境づくりも重要である。

**<教職員のメンタルケアのポイント>**

- 1 一人で抱え込まない（情報・なやみ・苦しみなど支援チームで出し合う）
- 2 孤立させない（声をかけ合う。気分転換も必要）
- 3 自分の精神的ケアを大切にする（虐待対応の困難さに巻き込まれないように）

いのちを守り育てるために～虐待から子どもを守るための教職員用マニュアル～平成20年高知県教育委員会 一部改変

### (3) 校内研修例

- ① ねらい 教職員が、児童虐待の早期発見と早期対応の方法や、関係機関との連携について理解し、虐待を受けた子供を支援する力を身につける。
- ② 指導者 県教育委員会・市区町村教育委員会等が行う指導者研修の受講者

#### 事例1 ネグレクト事例

1年生のAは母親と二人暮らしで、毎日、同じ洋服を着て、入浴もしていない様子である。母親は無職で生活保護を受給し生活をしている。

学級担任は、Aの家庭での生活状況を心配し、家庭訪問を行った。

家に入ると、足の踏み場がないほど散らかり、そうじをしないため床はほこりと砂だらけで、とても座れるような状況ではない。Aが宿題をする場所もなく、夜は押し入れのなかで布団にくるまり眠っているという。母親に食事のことを聞くが、受け答えがはっきりしない。家庭内に散らかっているゴミの様子からコンビニで買って来た弁当を食べて暮らしているようだ。

学校での様子や授業に必要なものを準備することを話しても母親はぼんやりと聞いていて、理解ができないようだった。

上記の事例場面をもとにグループで話し合おう。

- ① ネグレクトと考えられるのは、どの部分ですか。
- ② 生活状況について、どんな方法で情報収集しますか。
- ③ 母親に対して、どのような支援ができますか。
- ④ どの関係機関と何を目的にして連携すればいいですか。

ネグレクトの原因は様々である。このケースの場合は、母親が基本的な生活を維持し、子供を養育する力に課題を抱えていることが考えられる。基本的な生活（掃除や食事）と子供の養育について、母親を責めることをせずに、いかにサポートしていくかを検討すべきである。学校だけで対応することには限界があり、市区町村の児童福祉担当部署と連携を取って対応することが必要である。この事例の場合、ヘルパー派遣などの養育訪問事業の提供を児童福祉担当部署と検討することや、経済的な要因も考えられるので福祉事務所との連携も必要となる。また、子育て支援センターなどとの連携により、ソーシャルスキルトレーニングなどを通して「子供と楽しく遊ぶ」「家の中をきれいにする」「食事を作る」「洗濯する」等の必要性を理解できるよう促すことも必要となろう。このように、様々なサポートを複数の機関が協働で行う必要があり、そのため要保護児童対策地域協議会の枠組みの中でのサポート体制を構築することが重要となる。

学校は身近な機関として果たすべき役割がある。母親に対して教職員が意識的に声をかけ励ますことも重要である。ゆっくり丁寧に対応し、「Aちゃんがいい笑顔を見せるようになったんですね」と母親の頑張りを認めることで、母親とのコミュニケーションが徐々にとれるようになったとの事例も報告されている。また、「〇〇ちゃんのお母さんも頑張っていますよ」と友達の母親に働きかけた結果、その母親に対して温かい声かけをする親も増えてきた事例も報告されている。

## 事例2 虐待か不登校か迷う事例

中学校2年生のAは、父親と小学校2年生の妹、保育園年長の弟の4人で暮らしている。

Aは、1年生のときは学校を休むことはめったになかったが、2年生になってから、休みがちになり、今週は月曜日から3日連続の欠席となった。心配した学級担任が家庭訪問をすると、Aが玄関先に出てきて「心配しないで、帰って」と言う。すると、奥の方から「どうぞ上がってください」という声が聞こえ、家の中に入ると父親が布団に寝ていた。

父親の話では、「1か月前から病気が悪化し、ほとんど寝たままの状態、仕事もやめ、現在生活保護を受けて生活している」「長女であるAには、下の妹・弟の面倒や家事をやらしてもらわないと困るので、学校に行かないように言い聞かせていて、本人も納得している」と言う。

翌日、登校したAに、「あなたの本当の気持ちを聞かせてほしい」と言うと、Aは「学校には行きたいけれど、お父さんのことが心配だし、妹や弟のこともあるので仕方ないと思っている」と話した。

上記の事例場面をもとにグループで話し合みましょう。

- ① このケースをもとに、虐待と不登校の違いは何か考えましょう。
- ② この家庭を支援するために、どこの関係機関と連携すればいいですか。
- ③ Aが安心して登校できるようにするためには、Aと父親にどのような支援が必要ですか。

保護者には子供に義務教育を受けさせる義務が課せられている（日本国憲法第26条【教育を受ける権利、教育の義務】）ため、親の都合で子供を登校させないのは、不登校ではなく、ネグレクトに該当する。このことを父親に伝えることが重要である。

また、Aが登校するだけでは問題は解決しない。家庭の状況が抱える問題を学校や担任だけで解決するのは困難である。弟の通う保育園や妹の通う小学校を含め市区町村福祉課をはじめ関係機関から情報を収集し、解決策を探ることが必要である。そして、父親を含め家族のためにどんな手立てがあるのか、子供たちのためにどのような支援ができるのか等、助言することも学校の重要な役割である。

## 事例3 DVの場面にさらされている児童の事例

Aは両親と幼稚園年長の妹の4人家族。

学級担任は、Aが最近元気のないのが気になっていた。そんなときに、Aの家の近所に住む同級生の保護者から、Aの父親はアルコールが入ると暴れたり、暴言を吐いたりして近所でも有名で、この間も「出でいけ、死んでしまえ」と大声でどなって、お酒のビンを投げる音がして大変だった。お母さんの顔に殴られたような痕があったこともあるという話を聞いた。学級担任はAに家の様子をそれとなく聞くと、「お母さんがかわいそう」「でも、お父さんは本当は優しいの・・・」と泣きながら話した。

上記の事例場面についてグループで話し合みましょう。

- ① 虐待を疑うところはどこですか。
- ② Aの家庭の情報収集はどのような方法で行えばいいですか。

- ③ 幼稚園と小学校の連携はどのように行ったらいいですか。
- ④ 連携できる関係機関はどこですか。
- ⑤ どのように保護者への対応を行いますか。
- ⑥ Aの将来を考えて、Aにどのような力をつける必要がありますか。

子供に直接的な暴力はなくても、子供がDVを見ていることは、心理的外傷となる他、暴力的なモデルを取り入れてしまうなどの悪影響があり、児童虐待に当たると法律に明記されている。(児童虐待防止法第2条第4項参照)多くのDVの被害者はそこからなかなか逃れられない傾向があるが、その理由として次のことが考えられる。

- ① 加害者から、繰り返し身体的暴力や心理的暴力を受けていると自分に自信が持てなくなり、抵抗する気力を失って逃げることができなくなる。
- ② 暴力のことを誰かに言ったり、別れようとしたら「殺す」などと脅されている。
- ③ 生活に必要な最低限の金銭しか渡されていないため、逃げることをあきらめている。
- ④ いつも暴力を振るうわけではないので、「優しいのが本当の姿」と信じている。

子供の虐待の背景にDVが潜んでいる場合は、子供に対する支援と併せてDVの被害者への支援も視野に入れた対応が必要になる。具体的には、警察署や家庭裁判所のほか、被害を受けた大人を保護する専門機関(女性相談支援センターなど)があること等を助言することが重要である。

#### 事例4 特別な支援を要する児童への虐待を疑う事例

特別支援学校の小学部3年生のAは、母親と2人で暮らしている。

最近、汚れた同じ洋服を続けて着てくる、給食をおかわりしガツガツと満腹になるまで食べるといった様子がみられるようになった。

Aのことを心配した学級担任が、家庭訪問をすると、母親は「Aは、座ってじっとしていることがなく、いくら言ってもきかない」「御飯はこぼすし、服をすぐ汚すし、着替えには時間がかかって大変」とAの日頃の様子について不満を言い、「本当に育てるのが大変な子で、産まなければ良かった」とつぶやいた。

昨日、Aが体をひねって落ち着かない様子なので背中を見ると、背中に打撲の痕があり、学校で手当てをしたことを母親に連絡したが、翌日もその翌日も、学校で手当したままの状態だった。

上記の事例場面をもとにグループで話し合しましょう。

- ① 虐待を疑うのはどの部分ですか。
- ② 母親に対し、どのような関わりや支援ができますか。
- ③ どの関係機関との連携が考えられますか。
- ④ 虐待の予防や再発防止のためにどのような取組ができますか。

学校は、児童生徒に、虐待が疑われるけがやあざを発見した場合は、通告しなければならない。子供の命、安全を守るために、学校ができることには限界があり、関係機関と連携して対応する必要がある。このケースの母親は、子供のことで大きなストレスを抱えていると推察される。さらに、どうしてい



いのか分からない状況であると思われる。母親が相談でき、アドバイスを得られるような人（キーパーソン）を探してみることも必要である。このケースの場合、家庭での父親の存在や父親の考えがわからない。父親がどのような人なのかを知ることも含め、父親へのアプローチも必要である。

学校でも、保護者の気持ちをどう受け止めたらいいかなど、関係を築いていく方法を検討することが大切である。保護者会で同じ悩みを語り合う場や卒業生の保護者との交流なども考えてみるのもいいが、無理強いとしてはならない。

このケースの場合も、学校だけで対応することには限界があり、市区町村の児童福祉担当部署と連携を取って対応することが必要である。違う視点からの意見を得たり、力を借りたりすることで、より有効的で継続した取組や手立てを見つけることができる。

## 第9章 資料編

### 1 性的虐待に関する解説

#### 解説1 病的解離への視点

##### (1) 解離とは

子供は圧倒された性的虐待により、自らの恐怖の体験を切り離し、日常的に解離症状が出現していることが多い。解離とは、記憶・意識・感情・身体感覚のまとまりが崩れていることである。性的虐待でいえば、性的虐待の記憶やそのときの身体感覚、感情、自分の考え等が、十分に誰かと共有されないまま、脳内に凍りついた状態で放置されていることをいう。

解離症状は大きく、次の三つに分類される。①記憶の障害、②自己感覚の障害、③自己コントロールの障害である。その一部を思春期解離体験尺度 (adolescence experience scale) から以下に例を挙げる。

##### ① 記憶の障害

記憶の障害の例を次にあげる。

- \*誰かを殴ったり、暴言を吐いたりしたことを記憶がないのに他者から指摘されることがあるという「生活不快記憶の忘却」
- \*自分が書いた覚えがない絵やメモを見つけることがあるという「描画・書字記憶の忘却」
- \*自分の生育歴の中で記憶が抜けているという「生活史記憶の忘却」

##### ② 自己感覚の障害

自己感覚の障害の例を次にあげる。

- \*自分が霧の中にいるようだ、自分の周りのことが本当のことではない気がするという「離人体験」
- \*頭の中で自分の声ではない誰かの声がするという「解離性幻聴」
- \*ある場所にどうやってたどり着いたか思い出せないという「解離性遁走」
- \*体の痛みを感じないという「痛覚の麻痺」
- \*鏡に映っている自分が誰だかわからないという「鏡映像の違和感」
- \*自分の中に別の人がいるように感じる「自己内部の別人格の存在の自覚」
- \*まるで自分が体の外側にいて、そこから他の人をみているように自分をみる「幽体離脱体験」

##### ③ 自己コントロールの障害

自己コントロールの障害の例を次にあげる。

- \*誰かを殴りたい、殺したい、自分を傷つけたい、死にたい等の感情がわく、「内的激情の存在」
- \*いけないとわかっていることをしてしまう「衝動コントロール不全」
- \*自分の中に自分がしたくないことをさせる存在がある「させられ体験」

特に、自己感覚の障害である解離症状は、病的解離として、よくある通常の解離状態とは判別され医療的措置の対象となる。

#### 解説2 ゆがんだ愛着（外傷性のきずな（トラウマボンド））と性的虐待順応症候群への理解の視点

教職員が最も翻弄される鍵概念が、ゆがんだ愛着（外傷性のきずな（トラウマボンド））と性的虐待順応症候群である。

### (1) ゆがんだ愛着（外傷性のきずな（トラウマボンド））

性的虐待を受けた子供は、トラウマのきっかけとなった五感で体験したこと、強くゆがんだ愛着（引き寄せられる心性）を結ぶ傾向がある。

例えば、父親が性的虐待をしたときの誘い文句に「ああ疲れた」という鼻にかかった声で子供をまっすぐ見つめた後に性的虐待が起こったとする。

子供は、父親の疲れたという言葉（口調、言い回し）や鼻にかかった声（音声）、父親の表情や姿等が、聴覚、視覚、臭覚として頭に刻み込まれてしまう。その後、子供の生活体験の中に同様の視覚、聴覚、臭覚があるもの（父親が持つ五感に似ているもの）に引き寄せられ、時に性被害等に遭遇する場合がある。これを外傷性のきずな（以下「トラウマボンド」とする。）という。トラウマボンドの特徴として、性的虐待を受けた子供は、暴力と性が絡むものに引き寄せられやすい。

トラウマボンドに関する問題行動には、性的な書物・雑誌・ビデオを人前で繰り返しみる、加害者に似た人に引き付けられ性被害にあう、加害者に似ている声や暴言を子供自身が兄弟姉妹や友達に発している、性的部位や性的表現に異常に反応する、怖かった加害者と分離され、施設に入っても加害者と会いたくなり施設を抜け出す、年少者に性的行動をしてしまう、自慰行為（マスターベーション）がやめられない、自慰行為を人前でも行う等がある。また授業の中で、理科(人体の模型)、家庭科(保育の学習)、保健体育(生殖に関わる機能)の説明で刺激を受ける等で現れる解離反応(ぼろっとする、立てなくなる、ひっくりかえる、泣き出す)であるが、性的虐待と結びついているトラウマボンドから生じる反応である。これらは、子供からのヘルプサインであると教職員は受け止めたい。

性的虐待によりゆがんだ性的意識が脳内に送り込まれてしまうと、性的虐待体験が再体験(フラッシュバック)することがある。その際、性的興奮が麻薬のように子供を支配する。性的興奮とは快楽と交じりあっているため、子供は嗜癖(依存)のように性的興奮に支配されてしまう。

このトラウマボンドに翻弄されることを防ぐために、次の視点を鍵概念として重視している。①環境整備、②境界線の確立である。

#### ① 環境整備

トラウマとボンド(接着剤)のように接着されてしまう子供の心と体が安全であるには、枠組みづくりとして環境整備が前提である。加害者から引き離し、子供を安全な場所に移すときにも、できるだけ生活基盤(インフラ)が整っている場所に措置したい。例えば、精神科の緊急保護入院、専門病院、一時保護所等の緊急避難場所や養護施設・里親等の社会的養護を活用することを検討していく。

#### ② 境界線の確立

場合により保護できず、加害者が同居する在宅支援のみ可能な場合もある。その場合もできる範囲の環境を整備し境界線の確立をしたい。自分を守る個室をもつ、鍵をつける、囲いをする、カーテンをつける、浴室前脱衣場に指示看板をつける、再体験(フラッシュバック)を乗り越えるために寝袋に入りこむ、性器のモゾモゾ、ジンジンなどの性的興奮を収めるように性的刺激になるものは捨てる、アリが体をはうような感覚をしずめるためにコルセットをまく、手首にバンダナをする等の工夫をする。教職員は子供の立場を想像しながら、これらのことを子供と保護者に提案する。これにより本人と加害者からの性的虐待の刺激との間に適切な境界線を確立することが可能となる。

### (2) 性的虐待順応症候群への理解

性的虐待順応症候群とは、1975年にアメリカの心理学者 Summit が提唱した、性的虐待を受けた子供に起こる五つの視点(①秘密、②無力、③順応、④曖昧な開示、⑤前言撤回)のことである。

### ① 秘密

性的虐待を受けた子供は、性的虐待において自らの意思に逆らって体に裏切られ、性的興奮を覚えてしまったことに罪悪感をもちやすい。結果、加害者に「秘密にしろ」と脅された場合のみでなくとも、性的虐待を秘密にすることを自己に強いることが多い。それが罪悪感を生じさせ、秘密ということへの複雑な感情や混乱が起き、うそをつくことが真実だと錯覚が起きることもある。

教職員は、子供が理解できる言葉を使い、できるだけ詳しく支援方法や手順を明らかにし、それを誠実に示し、伝えることが重要になる。子供だからと秘密にされ、自分の預かり知らないところで、自分に関するが進むことは、教職員に不信感をもつ要因となりやすいからである。

### ② 無力

性的虐待は子供の身体を無力化する。加害者への無力感をもつことは当然であるが、自分の感覚に裏切られ、性的興奮を覚えた身体を憎むようになることがある。結果、自分を傷ける自傷行動を起こす、自殺念慮等が起きる。自分は生きている資格がない存在だと思いやすい。

教職員としては、できるかぎり子供の存在を認め、賞賛を送り、本人の才能や秀でていた技能については誇りに思えるように有力化したい。

### ③ 順応

子供は恐怖に翻弄され、加害者に順応して生きている。そのため、支援者にも同様に自己の意思や存在を現さず、支援者の心情に合わせやすい。

教職員は、子供の本来の意思の中には、性的虐待への怒りや人間への不信感が潜んでいることを意識し、自己表現や自己主張を尊重する姿勢をもつ必要がある。子供が過剰なわがままや万能感を表すことになれば、徐々にルールを適応し、程よい制限を加えていく。

### ④ 曖昧な開示、⑤ 前言撤回

子供が支援者に性的虐待の事実を伝達することは、とても困難なことである。自分でも忘れてしまいたいくらい体験内容であるため、それが事実か夢か判断がつかないこともある。時に「性的虐待があった」と話し、時に「あれは虐待ではない、お父さんは僕をかわいがっただけ」「お母さんは私の体を洗おうとっただけ」と話すこともある。また、解離症状であるぼんやりうつろな表情で性的虐待の事実が曖昧な、困惑する中で語られることも多い。イエスとノーの境界が不明瞭であり、支援者はこれに翻弄される。性的虐待でないことを支援者は無意識で願いやすいため、性的虐待ではなかったという場合の子供の表明に動かされやすい。しかし、一度近親者の性的虐待の事実が語られたものが、その後虚実であったということはほとんどない。

教職員の姿勢として、子供のゆらぎの表現を「よくあること」と認識して、「ゆらぎOK」の姿勢をとることを勧めたい。「今日はそんな風に言いたい感じなんだね」「でも私は、この間あなたがお父さんのことを言った話を信じているよ」と対応したい。この発言は子供には勇気を与えるようで、その後、ゆらぎが少なくなり、支援者を信頼する等の反応が現れる。支援者が何より子供の中にある、生き抜く力の核となるもの（レジリエンシー）があることを信じて、簡単に諦めたり、絶望したりすることは避けたい。

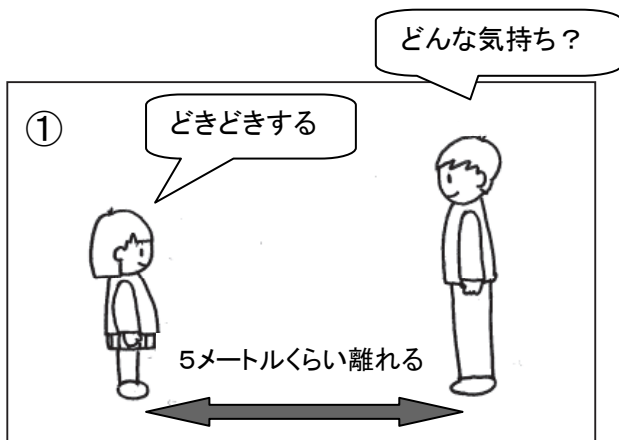
### 解説3 ボディワークの事例

性的虐待を受けた子供は、前述したようにトラウマの記憶が体に刻みつけられている。そのため、会話を中心とした支援のみでは十分ではない。関連するボディワークとして、①地に足をつけるワーク、②境界線確立のワーク、③対人距離のワーク、④性的興奮をしずめるワーク、⑤呼吸法の五つがある。ここでは対人距離のワーク（例）を紹介する。

#### 対人距離のワーク（例）

加害者に「NO（嫌）」をいうトレーニング、断る対人距離のワークはトラウマボンドからの解放につながる。

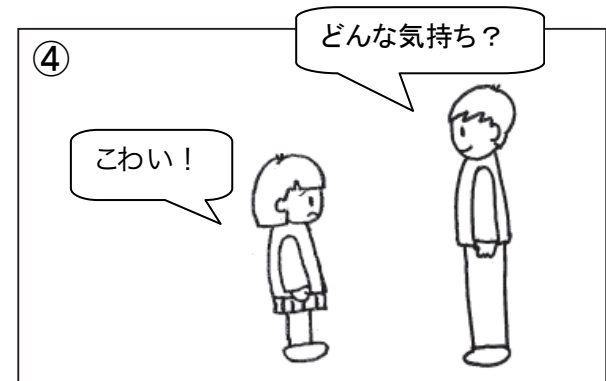
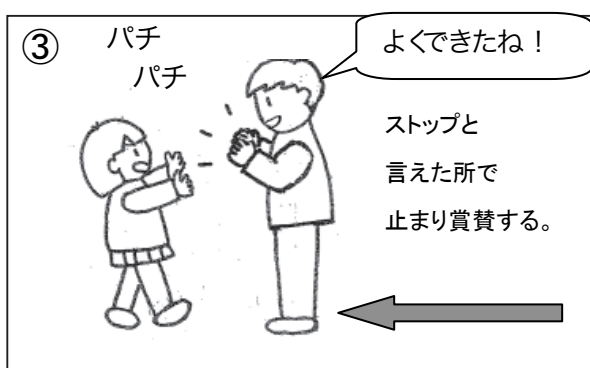
#### <対人距離のワーク>



- ① 5メートル間隔で子供と支援者が向き合って立ち、今の感情と身体感覚を子供に問う。（出てこない場合は例を挙げる。ドキドキする、くらくらする、怖い等）
- ② 支援者が子供に少しずつ近付く。  
子供はこれ以上近付いてほしくないところで、「ストップ」という。
- ③ 支援者は止まり、「よくできたね」と賞賛する。
- ④ 身体感覚と感情を確認する。



- \* 支援者と子供は動物等のパペットをもって行うとなじみやすい。
- \* 支援者に「ストップ」と言って賞賛された経験が性的虐待を受けた子供を徐々に有力化していく。
- \* 一方、「ストップ」と言った反動で、体のだるさや不調を訴える場合がある。こんなときは、安心できる場所で休ませるなどの配慮が必要である。



## 解説4 性的虐待を受けた子供の保護者への対応

教職員は、子供が性的虐待を受けたと知った保護者をどのように理解し、対応する体制をつくる必要があるだろうか。

保護者が性的虐待を受けた子供と類似の気持ちに陥ることがある。それまでの安全な世界観が崩壊し、加害者に対する裏切られ感、人間への不信感、孤立無援感が生じしやすい。また、保護者自身が過去に経験した痴漢等を含んだ性被害が再体験（フラッシュバック）する、不眠になる、悪夢をみる等が出現しやすい。

留意したいのは、保護者が性的虐待を受けた子供自身にも複雑な感情を持つことがある。子供の沈黙に対する裏切られ感、気付かなかった自分への罪悪感、混乱、怒り、悲哀等が混在する。白川（2010）によれば、保護者が平穏な生活を喪失したことによる、複雑性心的外傷後ストレス障害（\*）の症状群が出現しやすいという。

反対に、性的虐待の事実を伝達した際、動揺せず、ぼんやりと、ああそうですか等の反応を示す場合がある。これは、保護者が性的虐待の事実を薄々知り得ていた場合もあるだろうし、家族や地域の負の文化として性的虐待が受け継がれている場合もあるだろう。また、保護者の支援を開始して気付くことに、保護者自身が性的虐待を受けた過去を切り離している場合（解離封印）もあるだろう。その際、再体験（フラッシュバック）が起きているのか、保護者がぼんやりうつろなまなざしをする反応が起きることがある。

教職員は、対象の子供の性的虐待を保護者へ伝達する際、上記の反応が予測されること、保護者への支援計画を児童への支援と同時に開始するような体制をつくる必要がある。また、資源や情報を集めておく必要もあるだろう。うつ状態等への対応ができる精神科の医師、家庭裁判所支援員、女性センター等の相談員、また警察の被害者対策室の臨床心理士、弁護士、ファミリーサポート支援員等の情報を整理しておく。子供の対応と同様に保護者の対応についても、単独での開始は困難であり、連携して複数の領域の施設や専門家等で対応する視点が必要である。

### \* 複雑性心的外傷後ストレス障害

#### 1 感情覚醒の統御における変化

- (1) 慢性的な感情の制御障害
- (2) 怒りの調整困難
- (3) 自己破壊行動及び自殺行動
- (4) 性的な関係の制御困難
- (5) 衝動的で危険を求める行動

#### 2 意識の変化

健忘、解離、フラッシュバック

#### 3 自己意識の変化

#### 4 他者との関係の変化

信頼の欠如、引きこもり、自己を守る機能の崩れ、救済者ファンタジー

#### 5 意味体系における変化

#### 6 身体表現性障害

## ② 信頼の伝達

教職員が、保護者と継続的に安定した関係が成立するまでには、時間がかかることがある。設定した予定に遅刻や時間変更、急なキャンセル、無断キャンセルは、よくあることと捉える方がいいだろう。性的虐待のテーマにより、人間に対して不信感をもった保護者は、自分が支配（コントロールされる）脅威を加害者同様、教職員に対してもつこともある。しばしば教職員を信頼することに抵抗するため、ねばり強く、教職員が自分の信頼を伝達することで、脅威が薄れ少しずつ安定した面接ができるようになる。支援の枠組みに入ることは、保護者にとっては、被支配感、閉じ込められ感等の脅威が強まることを心したい。

教職員が時間に振り回されるため、保護者に時間を守ることを強行すると面接が途絶えることがある。保護者の支援は子供の支援と結びつき自転車の両輪となっている。片方の輪が外れると片方も影響を受ける。教職員は巻き込まれ振り回されつつ一緒に歩く姿勢が必要とされる。

## 【引用文献】

Family Service Prevention division ,Health Canada (1994) : A Guide For Young Girls, A Guide For Young Boys : グループ・ウィズネス訳 (2004) : 性虐待を生きる力に変えて2. 小さな女の子・男の子のためのガイド p44-52p82-95

グループ・ウィズネス : 性虐待を生きる力に変えてシリーズ『(2) 小さな女の子・男の子のためのガイド』『(6) 性暴力を生き抜いた少年と男性の癒しのガイド』明石書店 2004

Putnam.F.W (1989) : Diagnosis and treatment of multiple personality disorder (安克昌・中井久夫訳 (2000) : 多重人格障害、その診断と障害 . 岩崎学術出版社 .229-269.)

杉山登志郎、海野千畝子、浅井朋子 : 高機能広汎性発達障害にみられる解離性障害の臨床的検討 . 小児の精神と神経, 43,113-120, 2003.

海野千畝子 : 子どもと家族への包括的治療と支援 . そだちの科学 ,2,23-30,2004.

白川美也子 (2004) : 研究5 総合病院一般病床における被虐待児と加虐する親への入院治療の取り組み、その可能性と限界 . 平成 16 年度厚生労働科学研究報告書 143-161.

宮地尚子 (2005) : 男性の性暴力から見えてくるもの , 訳者解説にかえて。ガートナー「少年への性的虐待」作品社、428-457

海野千畝子、杉山登志郎、加藤明美 (2005) : 被虐待児童における自傷・怪我・かゆみについての臨床的検討 . 小児の精神と神経, 45 (3) ,261-271.

海野千畝子、杉山登志郎 (2007) : 性的虐待の治療に関する研究 その1 : 男児の性的虐待の臨床的特徴に関する研究 , 小児の精神と神経, 第 47 巻第 4 号 ,263-272.

海野千畝子、杉山登志郎 (2007) : 性的虐待の治療に関する研究 その2 児童養護施設の施設内性的虐待への対応  
リチャード・B・ガートナー『少年への性的虐待～男性被害者の心的外傷と精神分析治療～』作品社、2005年  
グループ・ウィズネス : 性虐待を生きる力に変えてシリーズ『(2) 小さな女の子・男の子のためのガイド』『(6) 性暴力を生き抜いた少年と男性の癒しのガイド』明石書店 2004

クリスティアン・D・イェンセン著、山下丈訳『ぼくの話聞いてほしい』講談社 2004年

宮地尚子編『トラウマとジェンダー』金剛出版 2004 (特に岩崎論文)

宮地尚子『トラウマの医療人類学』みすず書房 2005

## 2 児童虐待防止施策の動向

平成12年11月に児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）が制定され、以降様々な虐待防止施策が打ち出されている。主なものを表に示す。

表9 児童虐待防止施策の動向

	法 制 度	内 容 の 要 旨
平成12年	児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の成立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待の定義（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）</li> <li>・住民の通告義務 等</li> </ul>
平成16年	児童虐待防止法・児童福祉法の改正（平成16年10月以降順次施行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待の定義の見直し（同居人による虐待を放置すること等も対象）</li> <li>・通告義務の範囲の拡大（虐待を受けたと思われる場合も対象）</li> <li>・市区町村の役割の明確化（相談対応を明確化し虐待通告先に追加）</li> <li>・要保護児童対策地域協議会の法定化 等</li> </ul>
平成19年	児童虐待防止法・児童福祉法の改正（平成20年4月施行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化</li> <li>・保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 等</li> </ul>
平成20年	児童福祉法の改正（一部を除き平成21年4月施行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化</li> <li>・要保護児童対策地域協議会の機能強化</li> <li>・里親制度の改正等家庭的養護の拡充 等</li> </ul>
平成23年	民法改正（一部を除き平成24年4月施行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親権停止制度の新設</li> <li>・子の監護及び教育が子の利益のためにされるべきことを明確化等</li> </ul>
	児童福祉法の改正（一部を除き平成24年4月施行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親権停止及び管理権喪失の審判等について、児童相談所長の請求権付与</li> <li>・施設長等が、児童の監護等に関し、その福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者等はその措置を不当に妨げてはならないことを規定</li> <li>・里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合の児童相談所長の親権代行を規定 等</li> </ul>



### 3 児童虐待防止に関する通知

#### (1) 学校等から市区町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）

**写**

21文科初第775号  
平成22年3月24日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人体長

文部科学大臣政務官 高井 美穂

(印影印刷)

学校等から市区町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）

児童虐待については、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっているほか、重大な児童虐待事件も跡を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっており、これまでも児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた幼児児童生徒の適切な保護等、児童虐待防止に向けた適切な対応が図られるよう繰り返しお願いしているところです。

しかしながら、先般、東京都江戸川区において発生した、児童虐待により小学校1年生の児童が亡くなった事件では、学校と市区町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能しなかったことが問題点の一つとして指摘されているところです。

このたび、このような観点を踏まえ、文部科学省、厚生労働省で協議の上、別添1のとおり「学校及び保育所から市区町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成しましたので、地域の実情に応じて適切に運用されるよう、上記指針の内容について御了解いただくとともに、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、御指導をお願いします。

なお、本件については、別添2のとおり厚生労働省雇用均等・児童家庭局長からも、各都道府県知事、指定都市市長及び児童相談所設置市市長に対し、通知されておりますので申し添えます。

（別添1）

**学校及び保育所から市区町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針**

1 趣旨  
本指針は、学校及び保育所から市区町村又は児童相談所（以下「市区町村等」という。）への児童虐待の防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律第13条の3の規定に沿った基本的な考え方を示すものである。

2 定期的な情報提供の対象とする児童

(1) 市区町村が求める場合  
要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」という。）に在籍する幼児児童生徒及び保育所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

(注) 進行管理台帳とは、市区町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において、絶えず、ケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

(2) 児童相談所が求める場合  
児童相談所（児童福祉法第12条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校等及び保育所から通告があったものなど児童相談所において必要と考える幼児児童生徒等を対象とする。

3 定期的な情報提供の頻度・内容

(1) 定期的な情報提供の頻度  
定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

(2) 定期的な情報提供の内容  
定期的な情報提供の内容は、上記2（1）及び（2）に定める幼児児童生徒

等についての、対象期間の出欠状況、(欠席があった場合) 家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

4 定期的な情報提供の依頼の手続

(1) 市区町村について  
市区町村は、上記2（1）に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校及び保育所に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3（2）に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

(2) 児童相談所について  
児童相談所は、上記2（2）に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校及び保育所に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3（2）に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

5 機関（学校及び保育所を含む。）間での合意

(1) 上記4により、市区町村等が学校及び保育所に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市区町村等と学校及び保育所との間で協定を締結するなど、事前に機関間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいものであること。

(2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回を標準としている定期的な情報提供の頻度を柔軟に設定したり、対象となる幼児児童生徒等の範囲を柔軟に設定したり、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものとする。

(3) 学校は、市区町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者である教育委員会、国立大学法人、都道府県私立学校主管部課（以下「教育委員会等」とする。）に対しても報告すること。

6 定期的な情報提供の方法等

(1) 提供の方法  
学校及び保育所は、市区町村等から、上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的な上記3に定める定期的な情報提供を書面にて

行う。

(2) 教育委員会等への報告等  
学校が市区町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて教育委員会等に対してもその写しを送付すること。また、市区町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて教育委員会等を経由することも可能とする。

7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校及び保育所において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を守ることなく、適宜適切に市区町村等に情報提供又は通告をすること。

8 情報提供を受けた市区町村等の対応について

(1) 市区町村について

① 学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた市区町村は、必要に応じて当該学校及び保育所から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催など状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。

④ 協議会においては、市区町村内における全ての虐待ケース（上記2（2）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

(2) 児童相談所について

① 児童相談所が学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合

ア 学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校及び保育所か

ら更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行う。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなどの状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

② 市町村が学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合

市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

#### 9 個人情報の保護に対する配慮

(1) 学校及び保育所から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)の目的、基本理念及び各地方公共団体の個人情報保護条例等を踏まえて、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行われなければならないので留意すること。

(2) 市町村が学校及び保育所から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校及び保育所から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児童等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

#### 10 その他

市町村等が学校及び保育所以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年五月二十四日法律第八十二号)

(資料又は情報の提供)

第十三条の三 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(別添2)

雇 児 発 0 3 2 4 第 1 号  
平 成 2 2 年 3 月 2 4 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっているほか、児童虐待による死亡事件も跡を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっており、これまでも児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子どもの適切な保護等、児童虐待防止に向けた適切な対応が図られるよう繰り返しお願いしているところである。


しかしながら、先般、東京都江戸川区において発生した、児童虐待が疑われる小学校1年生の子どもが亡くなった事件では、学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能しなかったことが問題点の一つとして指摘されているところである。

こうした指摘を踏まえ、文部科学省、厚生労働省で協議の上、別添のとおり「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」(以下「本指針」という。)を作成したので、地域の実情に応じて適切に運用されるよう、本指針の内容について御了知いただくとともに、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等への周知を図られたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。


また、本件については、文部科学省からも、各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く国立大学法人学長に対し、通知されているので申し添える。

(2) 児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について



23文科初第1707号  
平成24年3月29日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法学者長



文部科学副大臣 森 ゆう

児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について

日頃より児童虐待防止に向けた取組について御尽力いただき、誠に感謝申し上げます。  
さて、「児童虐待の防止等に関する政策評価の結果及び勧告について」（平成24年1月30日付け文科初第1448号）でお伝えしたとおり、総務大臣から文部科学大臣に対し、児童虐待の早期発見に係る取組の推進に係る勧告がなされたところです。総務省は、政策評価の過程において、小・中学校の児童相談所等に対する通告状況に関する調査、小・中学校の担当者の児童虐待の防止等に関する意識調査等を実施しています。これらの調査の結果（別紙1及び別紙2参照）を踏まえ、児童虐待に係る速やかな通告を一層推進する上で留意すべき事項を下記のとおり整理しましたので、関係各位におかれましては、これを参考として、児童虐待に係る速やかな通告について、教職員に対する研修等における周知徹底を図っていただきますとともに、所管の学校又は域内の市区町村教育委員会等に対して周知いただきますよう、よろしくお願いたします。

記

【児童虐待に係る速やかな通告を一層推進するための留意事項】

1. 一般的な主観により児童虐待が認められるであろうという場合は通告義務が生じること  
「総務省の調査の結果、別紙1のとおり、速やかな通告がなされなかったことについて、「児童虐待の確認がない」、「継続的な児童虐待の事実が認められなかった」、「児童が虐待者をかばう状態にあった」といった、児童虐待の確認を得る程度までに情報を収集できなかったことを理由とする事例が最も多くなっている。また、別紙2のとおり、小・中学校の担当者が勤務する学校において児童虐待に係る相談や情報提供について「抵抗がない」と感じる旨の回答が約7割にとどまる一方、「抵抗がある」と感じる旨の回答

が約15%あり、その理由として、「学校は、校内で事実を把握し、誤報の可能性がなくなつてから、通告すべきだとの考えである」ことが最も多く挙げられている。  
このため、児童虐待防止法の規定により「虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じること」、また、「こうした通告については、法の趣意に基づくものであれば、それが結果として誤りであったとしても、そのことよって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないものと考えられる」（別紙3参照）について、教職員の認識が必ずしも十分でないこととみられることから、この点について、一層の周知を図る必要がある。

2. 児童虐待に係る保護者等への対応は市町村の児童福祉担当部署や児童相談所と連携して行うべきこと  
速やかな通告がなされなかったことについて、別紙1のとおり、「児童虐待の状態が解消される見込みであった」、「地域でのサポートが効果的と考えた」、(今後の対応上)「児童の心理状態を考慮した」といった、学校が、児童虐待を受けたと思われる児童生徒及びその保護者等に対応するうちに、通告する必要があるなど考えたことを理由とする事例も多くなっている。学校生活等に課題を抱える児童生徒を教育の観点から支援するため、学校が本人や家庭に働きかけることは当然であるが、児童虐待と思われる場合は、速やかに通告する法的義務が生じるため、学校は、速やかに通告するとともに、学校だけで状況判断して対応するのではなく、市町村の児童福祉担当部署や児童相談所と連携して、保護者等への対応を図る必要があることについて、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。
3. 保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと  
児童虐待に係る通告をすれば、学校が保護者等に対応する必要がなくなるものではなく、通告後も、児童相談所等と連携して、継続的な対応に努める必要があることはもちろんである。一方、別紙2のとおり、小・中学校担当者が、勤務する学校において児童虐待に係る相談や情報提供について「抵抗がある」と感じる理由として、「学校は、保護者との関係が悪化することを恐れる傾向にある」ことが多く挙げられている。このため、上記2のとおり、児童虐待に係る保護者等への対応は児童相談所等と連携して行うべきであつて、学校は、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらってはならないことについて、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。  
また、児童生徒が気になる状態ではあるが、市町村の児童福祉担当部署や児童相談所への通告がためられる場合などにおいて、教育委員会を通じて市町村の児童福祉担当部署に対し、児童生徒等が抱える課題に関して学校が気づいた点等について早期に相談し、要保護児童対策地域協議会（要対協）等に登録して地域の幅広い関係機関とともに事例を検討することは重要な対応方策の一つである。この点についても、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

4. 児童生徒と保護者の双方の支援に資する通告の意義を改めて認識すること  
児童虐待に係る通告に対する抵抗感に関して、保護者と児童生徒の利害対立として児童虐待をとらえる見方があるとすればそれは誤りであること、児童虐待は家族全体としての問題であつて、これに係る通告は保護者と児童生徒の双方を支援する意義を有する行為であることを改めて認識すべきことについて、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。
5. 児童虐待を疑うきっかけを見逃さず、また、校内の連携を図ること  
別紙2のとおり、意識調査において、小・中学校担当者が、特によく思う児童虐待を疑うきっかけが挙げられている。また、平成21年5月に文部科学省が作成、配布した教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」において、学校が児童虐待の疑いを持ってから通告までの流れを示した上で、児童虐待を疑うポイントが挙げられている（別紙4参照）。さらに、平成19年10月に文部科学省が作成、配布した「養護教諭のための児童虐待対応の手引」において、健康診断や保健室等での児童生徒への対応における児童虐待の早期発見の機会と視点とともに、教職員が一人で抱え込まず、管理職を始め、養護教諭、学校医・学校歯科医等を含めた校内連携を図る必要性等について述べられている（別紙5参照）。加えて、家庭環境等が児童虐待の発生に及ぼす影響に留意する必要がある。  
これらを踏まえ、学校は、重篤な結果につながるおそれがあることを念頭において、迅速かつ組織的に対応する必要がある。このため、学校及び教育委員会は、管理職を始め教職員に対する児童虐待の早期発見、地域と連携した対応等について、児童相談所職員を講師に迎えるなどして研修等を積極的に実施するとともに、児童虐待の早期発見、早期対応に一層努める必要がある。

(本件連絡先)

文部科学省  
初等中等教育局児童生徒課児童指導第一係  
電話番号 03-5253-4111 (内線3299)  
03-6734-3299 (直通)  
e-mail s-sidou@metext.go.jp

## 4 児童虐待の防止等に関連する法律

### (1) 児童虐待の防止等に関する法律

児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）

最終改正：平成 23 年法律第 53 号

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づ

き適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 7 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市区町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市区町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市区町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市区町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条 市区町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受

けたときは、市区町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- 一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
  - 二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。
- 2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定による一時保護を行うものとする。
- 3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

(出頭要求等)

第八条の二 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の保護者が同項の規定による出頭の求めに応じない場合は、次条第一項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

(立入調査等)

第九条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

- 2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第六十一条の五の規定を適用する。

(再出頭要求等)

第九条の二 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正

当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 第八条の二第二項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

(臨検、搜索等)

第九条の三 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が前条第一項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

3 都道府県知事は、第一項の許可状（以下「許可状」という。）を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料並びに当該児童の保護者が第九条第一項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したこと及び前条第一項の規定による出頭の求めに応じなかったことを証する資料を提出しなければならない。

4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は搜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。

5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第一項の規定による臨検又は搜索をさせるものとする。

6 第一項の規定による臨検又は搜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

(臨検又は搜索の夜間執行の制限)

第九条の四 前条第一項の規定による臨検又は搜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

2 日没前に開始した前条第一項の規定による臨検又は搜索は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

(許可状の提示)

第九条の五 第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

(身分の証明)

第九条の六 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(臨検又は捜索に際しての必要な処分)

第九条の七 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

(臨検等をする間の出入りの禁止)

第九条の八 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入内りすることを禁止することができる。

(責任者等の立会い)

第九条の九 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十条 児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(調書)

第十条の二 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印をせず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

(都道府県知事への報告)

第十条の三 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。



(行政手続法の適用除外)

第十条の四 臨検等に係る処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

(不服申立ての制限)

第十条の五 臨検等に係る処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

(行政事件訴訟の制限)

第十条の六 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三十七条の四の規定による差止めの訴えを提起することができない。

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第十一条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童に一時保護を加えさせ又は適当な者に一時保護を加えることを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。

(面会等の制限等)

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

一 当該児童との面会

二 当該児童との通信

2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明ら

かにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第十二条の二 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が前条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条第一項の規定により当該児童に一時保護を行うことができる。

2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った場合には、速やかに、児童福祉法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十二条の三 児童相談所長は、児童福祉法第三十三条第一項の規定により児童虐待を受けた児童について一時保護を行っている場合（前条第一項の一時保護を行っている場合を除く。）において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであって、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めること、当該保護者が第十二条第一項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第二十六条第一項第一号の規定に基づき、同法第二十八条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十二条の四 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身邊につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいはならないことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による命令をしようとするとき（前項の規定により第一項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。）は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項の規定による命令をするとき（第二項の規定により第一項の規定による命令に係る

期間を更新するときを含む。)は、厚生労働省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

5 第一項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第二十八条の規定による施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第二十八条第三項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであって、当該命令に係る期間が経過する前に同条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。

6 都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなったと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。(施設入所等の措置の解除)

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

十三条の二 市区町村は、児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

(資料又は情報の提供)

第十三条の三 地方公共団体の機関は、市区町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市区町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

第十三条の四 都道府県知事は、児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会

(同条第一項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会)に、第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

(親権の行使に関する配慮等)

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(親権の喪失の制度の適切な運用)

第十五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

(大都市等の特例)

第十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(罰則)

第十七条 第十二条の四第一項の規定による命令(同条第二項の規定により同条第一項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附則(平成13年12月12日法律第153号)から

附則(平成23年5月25日法律第53号)まで略

## (2) 児童福祉法

児童福祉法(昭和22年法律第164号)〈抄〉

最終改正：平成24年法律第51号

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

② この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

第六条 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

第十条 市区町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

② 市区町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

③ 市区町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

④ 市区町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

第十六条 市区町村の区域に児童委員を置く。

② 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

③ 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

④ 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第五条の規定による推薦によつて行う。

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を經營する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための

活動を行うこと。

- ② 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
- ③ 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
- ④ 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

第十八条 市区町村長は、前条第一項又は第二項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。

- ② 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童相談所長又は市区町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。
- ③ 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市区町村長を経由するものとする。
- ④ 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

第二十五条 要保護児童を発見した者は、これを市区町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市区町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

- ② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- ③ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- ④ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り 要保護児童対策調整機関を指定する。
- ⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。
- ⑥ 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を

求めることができる。

第二十五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者





本書は、文部科学省補助金（健康教育振興事業費補助金）により、下記の公益財団法人 日本学校保健会に設置した「養護教諭を中心とした学校における児童生徒虐待対応マニュアル作成委員会」で作成したものである。

## 「養護教諭を中心とした学校における児童生徒虐待対応マニュアル作成委員会 名簿（平成 24 ～ 25 年度）」

◎印 委員長（五十音順）

◎ 井 出 浩	関西学院大学人間福祉学部人間福祉研究科 教授
海 野 千畝子	兵庫教育大学大学院人間教育発達専攻 准教授
木 村 優 子	北海道江別市立東野幌小学校 養護教諭
小 出 まゆみ	長野県教育委員会保健厚生課 主任指導主事
中 野 靖 子	高知県佐川町立斗賀野小学校 教頭
増 沢 高	子どもの虹情報研修センター 研修部長
森 美佐子	埼玉県川口市立青木中学校 教諭

なお、本書の作成に当たり、  
岩崎 信子 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育調査官のほか、  
下記の方々に、多大な援助とご助言をいただきました。

北垣 邦彦 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育調査官  
知念 希和 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課学校保健対策専門官  
森 良一 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課教科調査官

---

子供たちを児童虐待から守るために  
—養護教諭のための児童虐待対応マニュアル—

---

平成 26 年 3 月 20 日 発行

発行者

公益財団法人 日本学校保健会

〒 105-0001 東京都港区虎ノ門 2-3-17

虎ノ門 2 丁目タワー 6 階

TEL 03-3501-0968

FAX 03-3592-3898

印刷・製本 三永印刷株式会社

---

本書の無断複写・転載・デジタルデータ化を禁じます。